

# 決算特別委員会会議録

平成26年10月29日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:54

## ○委員長

ただ今から、平成25年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております「平成25年度決算特別委員会の審査順序」に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は3つに、歳入は一括して質疑をしていただきます。

また、質疑は通告されているものから行っていただき、そのあとで通告以外の質疑があれば、お受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。

3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に、保留して最後に行いたいと思います。

4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、委員の皆さんにお願いいたします。資料要求の際にもお伝えしましたが、決算審査でございまして、決算に関係のない質疑はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

執行部の皆さまにも要望がございます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質疑をされた部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:02

再 開 10:02

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成25年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

各款ごとの質疑に入ります。まず第1款 議会費及び第4款 衛生費130ページから206ページまでの質疑を許します。なお質疑される際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず質疑事項一覧表に記載されております146ページ、総務費、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

おはようございます。まず、決算書の147ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行費の金額トータルで9813万ほどですけれども、その分について質問をさせていただきます。まず、25年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの利用状況をお示してください。

○商工観光課長

予約乗合タクシーは、市内中心部の飯塚・立岩・菰田の3地区を除いた8地区で車両11台を運行しておりまして、年間の利用者数は3万6846人、1日平均の利用者数は152.9人となっており、昨年度と比較しますと1万2943人増加し、約1.5倍の伸びを見せています。地区別に見ますと、筑穂、穂波地区で利用者が多く、飯塚東、鯉田地区では少ない状況となっております。コミュニティバスは、颯田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の3路線で3台を運行しておりまして、年間の利用者数は1万8490人、1日平均では76.7人となっており、昨年度と比較しますと386人の減、1日平均利用者数は1.3人の減となっております、わずかに減少しておりますが、ほぼ横ばいの状況となっております。

○永末委員

地域公共交通が今の形になって数年経つわけですが、だいぶん市民の方の利用状況というのが予約乗合タクシー、コミュニティバスにおいて、ある程度明確になってきているのかなというふうに、今の答弁いただいて感じました。先ほど予約乗合タクシーが1.5割ほど伸びているということで、これに関しては本当に良いことだと思うんですけども、使いたけれど予約がとれないというふうな声を聞くこともあります。地域の方からそういった意見を聞きます。実際に予約を受け付ける際に、予約をお断りしている件数というのはどのくらいあるのか、把握されているんでしたらお示してください。

○商工観光課長

実際の予約件数、予約をしたがキャンセルをされた件数は、入力データとして残っておりますが、お断りをした件数は、入力データとしては残しておりません。受付業務を行っているオペレーターがノートに記載しているものを調査しましたところ、大まかな件数ではございますが、1日平均すると5件程度お断りしている状況がございます。予約が重複した場合には、少し時間をずらしたところでご提案をさせていただいておりますが、それでもお客様のご希望に添えない場合にお断りをさせていただいている状況ということでございます。

○永末委員

いま1日平均で5件程度お断りしている状況があるということでしたけども、私が直接お話を聞いた方、この方は庄内の元吉という地区に住んでいる方なんですけども、予約乗合タクシーを实际利用されようとするんですけど、例えば1週間前に実際に予約をとろうと思って電話をしてもとれないということで、本当に困っていました。实际、予約がとれるかとれないかわからない状態で計画を立てて、買い物にも出ていけないというふうな形で嘆かれていました。せめて1日に決まった時間の路線バスでも、むしろ通っているほうが生活のリズムがつくりやすいというふうな意見も言われていました。市民の方が皆さん、こういった意見ではないかもしれませんが、現実には今の公共交通体系、地域公共交通体系では、こういった方もいらっしゃるということ、ぜひ認識していただきたいというふうに思います。このように希望する時間に予約がとれない方というのが、实际現実問題あるということは、実質的に運行している台数が不足しているんじゃないかというふうな考え方も出てくるかと思うんですけど、1日1台当たりの最大稼働で、どのくらい運行ができておるのでしょうか。

○商工観光課長

運行件数につきましては、運行地区の面積の違い、移動距離の違いなどにより、1回の稼働時間等がまちまちであるため一概には申せませんが、乗合率を考慮せずに1回の稼働に15分

から20分を要すると仮定した場合には、1台当たり1時間に約3件。1日8時間運行しておりますので、単純計算すれば1日1台当たり約24件の運行が最大になると考えられます。平成25年度の実績において、最大の、これは月別になります。月別の1日利用者数は、穂波地区で37.1人でございました。穂波地区では2台で運行しておりますので、1台当たりになりますと約19件となっております。先程、1日1台当たりの最大の運行件数につきましては約24件と申しましたが、それに迫る利用があつておりますし、日によっては30件を超える運行を行う日もありまして、地区や予約が集中する時間帯によっては、予約の変更やお断りをさせていただいていることも起こっている状況でございます。今後は、運行コストや利用状況なども慎重に検証しながら、適正な運行台数等について検討してまいりたいと考えております。

#### ○永末委員

今もう見直しの時期に来ているかと思えますので、答弁にもありましたけど、さまざまな部分を検討しながら、それを生かしていきいきたいと思います。今です、しっかり検討しますということで、口頭で約束されましたけども、ぜひ口頭だけで終わらずに、しっかりと本気で検討していただきたいと思えます。先ほど申し上げた方に関しては、結局買い物に行かれるためにわざわざタクシー代で3千円払って、毎回毎回行かれていたそうです。年金生活でもあるということで、本当に苦しい出費だというふうに言われていました。予約乗合タクシーについては地域で説明会等も何度も開催されていると思えますけども、1度です、提案でありますけども、地域をぜひ回っていただいて、しっかりと本当の交通弱者の方の声を直接聞いていただきたいと思えます。私も自分で市民相談会などを開催して、いろんな方の相談を受けようと思つてやっているんですけども、なかなかどこか会場をおさえてやっても集まりにくいという現状が、実際自分も経験してますので、やはり直接ご自宅なりそういったところに出向くような形がとれるのであればとっていただいて、問題ないですかというふうな声掛けと言いますか、そういった活動もぜひするような努力をしていただきたいと思えます。住民満足度をしっかりと上げるということを念頭に置いて、今後も仕事をしていただきたいと思えます。

#### ○委員長

次に146ページ、地域振興費、婚活支援イベント司会者謝礼金について、城丸委員の質疑を許します。

#### ○城丸委員

それでは婚活支援イベント司会者謝礼金について質問をさせていただきます。定住化、それから少子化対策のために、昨年度は24年度に続き婚活イベントを2回実施、80人が参加され、その結果12組のカップルができ、1組が成婚されたということですけど、どのような内容のイベントをされましたか。

#### ○こども育成課長

平成25年度の婚活イベントは2回実施しました。1回目は8月24日にイヅカコミュニティセンターにおきまして、「料理で婚活(クッキングパーティー)」と題しまして行いました。実際に料理を共同で作っていただきました。また、2回目は、12月7日に穂波公民館におきまして、音楽バンドと司会者を招へいして出会いのパーティーを実施いたしました。なお5月25日には親のお見合い交流会を実施しております。

#### ○城丸委員

昨年度の成婚が1組ということでしたけども、24年度からお見合い交流会を企画しておりますけど、この2年間の成婚の成果はどのようになっておりますか。24年度、25年度の。

#### ○こども育成課長

こども育成課に報告があつたのみの分ですけども、親のお見合い交流会で1組のご成婚、そして本人同士の婚活では1組のご成婚、2組の報告があつております。

#### ○城丸委員

参加者については、今後の課題として参加後のケア等の検討が必要とありますが、どんなケアが考えられますか。また婚活イベント後、どれぐらいまで見守っていったらいいのでしょうか。

#### ○こども育成課長

参加者は多数の場合は抽選となっております。それで抽選で参加できなかった応募者、そして惜しくもカップルになれなかった方に対して、次回の婚活イベントの案内をするなどをして、結婚しようという気持ちが下がらないように持ち続けていただきたいとの思いで、次につながるケアを行っております。特別に見守りっていうことはしておりませんが、応募等で男女の数のつりあい等がとれないときは、再度参加の案内を行っております。

#### ○城丸委員

婚活イベントの効果ということで、2年、3年、つき合う方もおられると思いますので、その辺はある程度見守っていったほうが、いいんじゃないかというふうに思います。2年間の実施後の課題として、参加対象年齢、参加者数も検討が必要とのことですが、どういう方向での検討になりますか。また実施後のアンケートで継続してほしいとの意見も多かったようですが、今後はイベントの内容、回数についても検討が必要になるとと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○こども育成課長

婚活事業の参加要件としまして、25歳から45歳までの年齢要件を設けて実施しております。20歳の年齢差の場合の1対1のトークの進みぐあいから考えて、年齢層で分けてはどうですかというアンケートの意見やもっと多くの方と出会いたかったという意見があります。検討した結果、1回の婚活事業で私どもの担当職員4人での対応では年齢が、要件が、25歳から45歳、そして一人5分の20組の1対1のトークが人数から考えて限界です。現在の応募の内容で今後もやっていきたいというふうに考えております。また、今後のアンケート、実施後のアンケートでは継続してほしいという意見があります。その背景には、市主体なので個人情報保護など安心して参加できますということです。平成26年度の婚活事業は、6月21日に親のお見合い交流会、そして9月27日に本人同士のハイキング&カフェ婚を実施しました。また、クリスマスシーズンの12月6日に本人同士のスイーツ婚をコスモスコモンで実施する予定です。27年度はコミュニケーションが苦手な参加者のために、婚活セミナーを実施することでコミュニケーション力の向上を視野に入れて婚活事業の内容、回数を検討していきたいと考えております。

#### ○城丸委員

私も3人男の子がおりますけど、いずれも30を超えておりますけど、一人しかまだ結婚しておりません。ぜひ今ですね、6月21日に親のお見合い交流会があったということで、残念やったなということで、参加したかったなと思っています。それで各地で行われている婚活イベントの内容も非常に多彩になっております。例えば、今も言われておりますけど、料理婚とか、まち婚、スポーツ婚、バスツアー、趣味婚とかですね、いろいろ男女が出会える機会を工夫してつくっていただいて、参加者の中で1組でも多くの成婚ができるよう頑張ってください。

#### ○委員長

次に146ページ、地域振興費、福岡県過疎地域振興会負担金について、城丸委員の質疑を許します。

#### ○城丸委員

続きまして、福岡県過疎地域振興協議会負担金について質問をいたします。この協議会の概要及び負担金の算定方法についてお尋ねをいたします。

#### ○総合政策課長

この本協議会は福岡県内の全国過疎地域自立促進連盟の会員によりまして組織されており、

平成25年度、福岡県の協議会の会員数といたしましては、過疎地域のある市町村といたしまして、本市を含め19の市町村となっております。この全国連盟及び福岡県協議会ともに過疎地域対策緊急措置法が施行されました昭和45年に組織、設立されまして全国連盟においては東京都内に、福岡県協議会におきましては、福岡県の企画地域振興部内にそれぞれ事務局を置きまして、過疎対策事業に関します充実と強化、過疎地域の自立促進に向けました調査研究、要望事項の推進、予算の確保などの活動を行っておるところでございます。25年度の、ご質問の負担金の決算額8万3200円の内訳といたしましては、福岡県の協議会負担金が全会員定額で4万円となっており、全国連盟会費として4万3200円を支出しているところでございます。

#### ○城丸委員

たぶん過疎債の適用を受ける地域が過疎の地域であると、地域なのかというふうに思いますが、その地域とはちょっと外れますけど、過疎化の進行は地域の大きな課題になっておると思います。人口減少等がだんだんとせまってきているということで、決算認定と直接、先ほど委員長のほうからありましたけど、少し外れますけど、6月の一般質問でもありましたけど、10月からの八木山バイパスの無料化に伴う八木山地域の過疎化が懸念されるということですが、八木山峠の通行の台数はどのようになっていますか。また、この件に関して八木山地区の住民の協議はされましたか。されていたら、その内容を教えてください。

#### ○総合政策課長

ご質問の国道201号、いわゆる八木山峠の通行台数につきましては、国土交通省九州地方整備局が10月の10日に発表いたしました無料化開始1週間後の交通状況の速報値によりますと、平日で無料化直前の9月26日、1万1400台から無料化後の10月8日で6900台となっており休日の場合は無料化直前の9月28日、通行台数が1万台から無料化後の10月5日で5300台にそれぞれ減少しておりまして、平日で約39%、休日では47%の減となっておりますこととでございます。また、ご質問のございました八木山地区住民の皆様との協議に関するご質問につきましては、去る8月21日、八木山地区住民の皆様を初めといたしまして、八木山地区の振興に向けて、ご尽力をいただいております10名の方々に参加をいただきまして、市長とのランチミーティングも開催をいたしたところとでございます。八木山バイパスの無料化が迫っておるという中で今後の八木山地区の地域振興、活性化の方策といたしまして、地域一帯を観光農園と位置づけるなどによる新たな誘客を図ること、また地域で取り組まれておりますしだれ桜、これの活用、さらには豊かな自然、また高原といった良好な環境を生かしたまちづくり、特産品の販路拡大への取り組みなど、さまざまなご意見をいただいたところとでございます。今後とも地域の皆さまのご意見なども拝聴いたしながら地域の特徴を生かした活性化を検討してまいりたいというふうに考えておるところとでございます。

#### ○城丸委員

この八木山バイパスの無料化は最近も新聞で連載されましたように、飯塚市にとりましては非常に便利になった反面、八木山地区の過疎化に拍車がかかるのではないかと感じておりますし、また地元も非常に危機感を持っておられます。事実、先日お話を伺いましたら季節的に新米とか、秋野菜があるので、今のところは影響が余りありませんという言葉が1件、1件だけですけどありましたけど、そのあとのお店は2割から3割ぐらい減ったのではないかとというふうに言われております。またこれから冬にかけて、もっと減ってくるのではないかと言われております。非常に危機感を持っておられます。八木山展望台では、ほんとに横の店の人が一所懸命トイレ掃除をされてましてですね、非常に印象的でした。それから八木山地区の活性化については、観光を中心に、今まで桜を植えたり、桜のオーナー制をしたり、八木山まつりを開催したりされていますけど、まだまだ八木山を目指して訪れる観光客はふえたとは思いません。

桜の木も育っていないということもあると思いますけど、地元も観光推進協議会が出来ておりますし、地元と協議をして八木山地区の活性化に取り組み過疎化に歯どめをかけてほしいと思っております。以上です。

○委員長

次に146ページ、地域振興費、まちづくり協議会活動推進補助金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

続きまして、まちづくり推進協議会補助金について質問をいたします。施策の成果説明では、すべてのまちづくり協議会で平成26年度のまちづくりに関する事業の計画を作成し平成26年度から本格的な活動に向けて体制を整えたと記載されております。平成26年度からはまちづくり協議会の基本理念であります地域の自治を担う組織、地域の中核となる組織にする、また地域のコミュニティを活性化する組織にするに向かって本格的な活動がなされていると思えますけど地域で生じているさまざまな課題の解決に向けて、どのような活動が必要だと考えておられますか。

○まちづくり推進課長

各地区のまちづくり協議会の事業や活動の進め方につきましては、各地区の実情に応じた形で検討していただいているところがございます、その中で協議会に参画されている団体を中心に各地区での問題点や課題の把握をしていただき、地域でできることは、まず地域で実施していただくことを基本としながら行政の支援が必要な課題等につきましては、適宜対応していきたいと考えているところがございます。

○城丸委員

原則的にはそうかもしれませんが、各地区のまちづくり協議会はどこもまだ活動の緒にいた段階、初期の段階でありますし現実問題として自分たちだけで、いま言われるような取り組みが可能なのか、甚だ疑問に感じていますが、どうとらえておられますか。

○まちづくり推進課長

質問委員がご指摘のように、活動初期のこの時期では厳しい部分があることも十分認識しております。そのため市の職員も地域に入り込み課題解決をどうやっていくのかを一緒に考えていく時期でもあろうかと思っており、そのことを踏まえた上で現在、公民館の職員やまちづくり推進課の職員が可能な限り地域に入りまち協の方々と一緒に取り組みを行っているところでございます。

○城丸委員

市の職員の方々が昼夜を問わず会議やイベントに参加して地域の人たちと一緒にまち協を軌道に乗せるべく頑張っておられるのは私も会議やイベントに参加させていただいておりますので、よく知っております。また感謝もしております。少子化、核家族化、人口減少等による地域の連帯感の希薄化、地域コミュニティの担い手不足等々が指摘されている一方でですね、認知症による徘徊者の見守り、高齢者を狙った犯罪に対する防犯、地球温暖化等による自然災害に対する防災等への対応で、やっぱり地域は地域で守るという重要性が非常に叫ばれております。そういう観点からもですね、このまちづくり協議会が担う役割は大変重要なものがあると思えますが、では地域ですね、連帯感を強くするためには、また地域のコミュニティの担い手をつくっていくにはですね、どうしたら良いと考えておられますか。

○まちづくり推進課長

地域の絆を強くし、地域コミュニティの担い手不足等を解決するためには、それぞれの地域に応じた手法があろうかと思っております。例を挙げますと、地域で行われている「まつり」や「運動イベント」、さらには地元で昔から伝わる伝統芸能を継承した「行事」等に地域の方々

に参加を呼びかけ、一緒に汗を流し、そして心を開いて語り合うことも有効な手段のひとつであると考えております。そうすることによりまして、地域全体がかつて言われていた、「向う3軒、両隣」のような関係を再構築することができれば地域の連帯感はより一層強くなり、ひいては地域コミュニティの人材育成にも繋がっていくものと考えているところでございます。

○城丸委員

私もですね、やっぱり地域の方が交流してですね、やっぱり語り合ったり酌み交わしたりしていくのが一番いいんじゃないかと思いますが、行橋の有名な古谷先生がおられますけど、その寺小屋活動とかいうのをされて、これはNHKのテレビでもご紹介されておりますので、ご存じの方もおられると思いますが、古谷先生も非常に地域の活動に活発にされておられて、自治会加入者はその地区では100%だそうです。自治会長さんの熱意もあるんでしょうけど、そういう寺小屋という子どもを中心とした集まりの中に大人も入っていつてあるというのを聞いております。そういう活動も重要ですし、また宇部市のほうではですね、ご近所福祉推進事業、ご存じの方もおられると思いますが、そういうのをやっております、地域のそういういろんな集いに対して市が補助金を出すという事業も行っております。この時期やっぱり、まだ、まちづくり協議会も始まったばかりですので、行政も手を差し伸べて地域と一緒につくっていくというのが一番だと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

次に156ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

156ページ、諸費の老朽危険家屋解体撤去補助金について質疑させていただきます。決算額としました380万7000円という金額ですけど、この解体撤去補助金の交付申請数及び補助金の交付数の実績についてお答えください。

○防災安全課長

平成25年度の老朽危険家屋解体撤去補助金に係ります申請件数は8件でございまして、そのすべてにつきまして補助金の交付を行っております。

○永末委員

380万で8件ですので、大体1人当たり50万弱ぐらいの補助金額になっている、延べですけど、になるかと思うんですけど、この補助金の申請者について、どういった方が申請をされているのか、例えばその所有されている方、もしくは所有されている方がいないのならその相続人の方、そういったところはどのような形になってますでしょうか。

○防災安全課長

25年度分につきましては、所有者の方が5件、所有者の委任を受けた方が3件となっております。配偶者、それから親類縁者の方が内訳でございます。

○永末委員

では25年度において、実際に命令に従わずに氏名等を公表せざるを得なくなった事例はございますでしょうか。また、同じく25年度に緊急安全措置及び行政代執行は行われておるのでしょうか。

○防災安全課長

25年度につきましては、氏名等の公表、そして緊急安全措置及び行政代執行については事例はございません

○永末委員

私も仕事柄、亡くなられた方の財産の部分の相談を受けることもあるんですけども、やはりよくあるケースとして、その相続人の方が特定できずに大変に所有者の調査というのに時間を

要してしまうということが、ここ最近多々あるんですけども、実際これはこの老朽危険家屋の解体撤去補助金に関してはそのまま当てはまってくるような事例であるかと思うんですけど、実際にどういったケースが生じておるのでしょうか、少し案内してください。

#### ○防災安全課長

まず所有者調査におきましては、まず名義人死亡による相続人の調査に多くの日数がかかっております。相続により登記簿の名義変更が行われていない場合など、本籍調査から相続人の調査を行うことや調査対象者が所有者の孫以降になる場合につきましては、調査対象人数もふえ、その分時間がかかっております。また、未登記物件の場合は、近隣の聞き取り調査などから行っておりまして、所有者の情報があいまいな場合には、より多くの時間がかかっていることなどが挙げられます。

#### ○永末委員

いま言われたように、やはりその相続人の調査という部分は、うまく相続ができてないケースというのは大変に時間と費用と労力を要するようになってくると思います。実際に相続人が単純に多いということもありますけど、やはり祖父母の代までさかのぼらなくてはいけない相続の事例とか、もし、お子さんがいない事例となりますと兄弟、姉妹と配偶者のほうが相続になってきますんで、かなり遺産分割協議等も整いにくくなって、実際にその名義変更、代表相続人であるとか、そういったところを定めるのが非常に難しいということも実際に生じていると思います。当然、登記物件の部分も同じように大変な事例になってくると思います。そのような現状というのは、やはり職員さんの時間もとりますし、手間も取ります。そこに割く時間が出てくることで他の業務等が圧迫されると言いますか、時間がとれなくなるというふうな状況も出てくると思うんですけど、こういった行政コストという表現が正しいかどうかわかりませんが、そういうのが非常に高い状態、そういうのに対して現状どういうふうな形で対応していくように考えてますでしょうか。

#### ○防災安全課長

先ほどお答えした部分と重複するかもしれませんが、相続人の調査は登記簿、それから戸籍などを追っていくようなことが必要になります。また、質問委員言われますように、相続人が複数になる場合についてや、調査をいたしました市町村によっては、時間がかかなりまちまちでかかるような場合もございます。今後は窓口での所有者に対しての情報をできるだけ的確に、事務の効率化も含めまして努めてまいりたいと考えております。

#### ○永末委員

これはもう私の経験になりますけど、やっぱり実際に相続が起こってみないとなかなか動かないという方がやはり多いです。ただ、亡くなる前にいろいろと措置できる部分というのがありますので、その辺りもぜひ検討していただきたいと思います。あと加えまして、そもそも老朽危険家屋になってしまうリスクと言いますか、空き家が老朽危険家屋になっていくリスク自体を減らしていくという対策というのにも必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

#### ○防災安全課長

防火、防犯の位置づけといたしましては、市民に対しまして個人所有物の適切な管理が必要である旨の啓発を行う必要があるかと考えております。

#### ○永末委員

そのほかにも老朽危険家屋へのリスク対策としまして、定住化促進策の空き家バンク制度も効果があるんじゃないかと考えています。先ほど申し上げましたけど、老朽危険家屋というのがいきなりできるわけではないと思います。必ずまず人が住まなくなる状態があって、空き家として存在する時期が出ます。その空き家に対してさまざまな諸条件が揃うことで、老朽危険家屋となっていくというふうな流れをたどるのが通常じゃないかと思っています。ですから、



この空き家の状態というのでまず手を打つ、水際対策という表現が正しいかどうか分かりませんが、そういった部分というのが、認識というのが大変重要になってくると思います。さきの代表質問等でも答弁がありましたけども、その後の空き家バンク制度の状況はどうなってますでしょうか。

○総合政策課長

ご指摘のとおり空き家を活用いたしました空き家バンク制度、これは少子高齢化、人口減少社会におきまして、核家族化が進行している中で、やはり今後増加していくものと考えておりまして、現在この空き家を活用し、定住促進に寄与するための先例、事例等を参考にいたしまして、空き家バンク制度の創設というものに研究検討しているところでございます。単なる空き家の情報提供ということでは、なかなか定住促進等という観点からは十分ではないと考えておりますことから、さきの委員会等において所管部署のほうからご答弁もございました、例えば農業の空き家バンク制度といったような検討を行ってまいりまして、今後とも宅建業界等と不動産関係者との協議等を適宜行いながら、効果的な空き家バンク制度といったものを創設してまいりたいと考えているところでございます。

○永末委員

最後になりますけど、この空き家の問題というのは、本市においてはこれからもっともっとふえてくるんじゃないかならうかというふうに思っております。と言いますのも、やはり中心部にたくさんのマンションができていますので、やはり地域のちょっと交通手段が不便なところよりも、街なかのマンションに移り住みたいというふうな方も多々いらっしゃるというふうな話を聞きますので、そうなるとう然もともと住んでいた住宅というのが空き家になりますので、そういう意味ではより地方のほうからこういう問題がどんどん起こってくるのではなからうかと思えます。ここ数年見ているだけでも、空き家というのが実際にちらほら私の周りでも出てきていますので、この問題というのはもっともっとスピードアップして、しっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。

○委員長

次に160ページ、選挙啓発費、選挙啓発費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

続けて質問させていただきます。161ページ、選挙啓発費についてです。決算額として81万9000円ほどですけども、この選挙啓発費の内容をお示してください。

○選挙管理委員会事務局長

選挙啓発といたしましては、常時啓発と選挙時の啓発がございます。161ページに上がっております記載項目につきましては、常時啓発の分でございます。この常時啓発の内容につきましては、主なものといたしまして、毎年1月に行われております成人式での記念品料とそれにかかる費用となっております。ほかには、まちの政治を見つめよう学級の政治学級学習会開催等に係る費用でございます。講師謝礼金、通信運搬費、県選管主催の研究会等への費用弁償となっております。そのほかにも、飯塚市・嘉麻市・桂川町の選挙管理委員会で組織しております、飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会というものがございまして、この推進研究会が実施いたします明るい選挙啓発推進大会に係る経費の負担金というふうになっております。

○永末委員

その研究会が実施されている明るい選挙啓発推進大会ですかね、これはどういった内容なんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会は、選挙人の政治意識の向上と遵法精神の

高揚に努め、明るく正しい選挙の実現を図ることを目的といたしまして組織しており、その活動は明るい選挙啓発推進大会を年に1回、これは福岡県選挙管理委員会や筑豊教育事務所と共催をしながら、政治学級生、明推協委員、社会教育関係職員、一般の方々を対象にいたしまして、講演や事例の提供及び討論等の内容により開催をしておるところでございます。

○永末委員

成果説明書のほうなんですけど、この25年度の成果のほうには、政治学級学習講演会は諸般の事情により開催していないというふうになっているんですけど、これはどうして開催されなかったんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

まず、学級の運営に関しましては、政治学級生による自主運営というものを基本として行っていただいております。選挙管理委員会事務局では、学習会講演会の講師派遣依頼などの支援的な事務処理のみを行っております。平成25年度の政治学級学習会、学習講演会の開催につきましては、この運営主体であります政治学級生の方々は、仕事をお持ちの方が多く在籍しておられますことから、予定しておりました講演者との日程調整がどうしても合わなくなりまして、平成25年度は開催できなかったというところでございます。

○永末委員

選挙啓発費の内容は大体わかったんですけども、やはり昨今の市長選挙及び市議会議員選挙、その他の選挙もそうですけど、だんだんだんだん投票率自体が下がってきていますんで、ぜひ、しっかりとですね、頑張りたいと思っておるんですけども、以前そういった低迷している選挙投票率を上げるために、選挙啓発をもっと工夫して行っていくべきじゃないかという趣旨で、一般質問のほうをさせていただきましたけども、それに対して、しっかり頑張りますというふうな答弁があったかと思うんですけど、ただ実際今回の決算等を見ましても、例年と同じですよ、ほぼ、ほとんど同じだと思います。新しい取り組み等も特に行われていませんし、むしろ先ほどあったように今までやってきた取り組みが縮小しているような状況でございます。そういったことからして、本当に実際、今の投票率に対して危機感なり持ってらっしゃって、それを向上させようというふうな意思があるのかなというふうに正直感じるんですけども、実際、啓発自体、必要だというふうに考えておるんでしょうか。もしそれが必要だと考えているのであれば、どういったところで考えているんでしょうか、お示してください。

○選挙管理委員会事務局長

質問委員おっしゃるように、近年の選挙を見ても年々投票率が低下している傾向でございます。特に20歳代の投票率は、全国的にも低くて、選挙に行かない若者が増加している状況でございます。今年執行されました飯塚市長選挙に関しまして、飯塚市内の2つの大学の学生にアンケート調査を行いましたところ、選挙に行かなかった理由としましては、時間がなかった、選挙に興味がないというものがございました。このような若者も含めまして、全体として選挙の関心が低下している状況でありますことから、選挙管理委員会としましては、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るために、この啓発が必要だというふうには考えております。

○永末委員

選挙への関心を高めるために、啓発が必要というふうに言われましたけども、先ほどの成果説明書での課題にはですね、次回選挙の投票率の向上を目指し、啓発の手法等の改善を検討するというふうに明確に書かれています。25年度に関しては、新しい取り組みというのはなかったわけなんですけども、次年度以降そういった状況を受けて、具体的に取られることは考えられておりますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

先ほども答弁いたしましたけれども、選挙啓発としましては常時啓発と選挙時啓発がございます。常時啓発としましては、引き続きまして、成人式における新成人を対象として、選挙に関心を持ってもらうよう啓発を続けること。それから明るい選挙啓発推進大会等に一般の方もより多く参加していただけるようにホームページや市報等を活用していきたいと思っております。また、選挙権がまだないところの学生さんや生徒さんなどへの選挙権ができたときに、そのときのために関心を持ってもらうというふうなことから、模擬選挙等の実施等についても研究をしていかなければならないかなというふうには思っております。次に、選挙時におきます啓発といたしまして、従来から行っております街頭啓発の充実を図るとともに、前回の市長選挙よりはじめましたところの無料情報誌、フリーペーパーへの掲載によりまして、若年層への啓発の取り組みを継続していこうというふうに検討しております。それから、大学生のアンケートの中で、どのような取り組みをすれば投票に行くのかという質問に対する回答の中で、選挙の宣伝、広報を大学でも行うとよいということや大学内での宣伝や期日前投票所の設置の要望等もありました。そういったことから、選挙期間前からの大学での宣伝や、また市内2つの大学への期日前投票所の設置につきまして、現在検討を進めているというところでございます。

○永末委員

大学で実際、どのような形で宣伝を行っていくのかというのは、大変大切であると思います。いきなりですね、20代の方に選挙に行きましょうといっても、その必要性を感じてない状態でいらいきましょうといっても、なかなか腰が重いかと思うんですけど、ただこの前、今月のはじめにJCさん主催のジュニアカンファレンスの中でも、たくさんの学生さんがいらっしやっていて、大学生の方もいらっしやいましたし、高校生の方もいらっしやいましたけど、若いから選挙に興味がないというふうなひとくくりではできないと感じました。実際に意識の高さとか、そういったのを聞きました。なので、20代であっても、10代であっても意識の高い方は確実に一定数いると思いますんで、私どもの上の世代から、ぜひ選挙に行こうというふうな形で働きかけるよりも、やはり横といいますか、同じ世代ぐらいから声をかけ合うような、そういった仕組みのほうが、より広がりが出てくるんじゃないかと思えますんで、そういった意味でも、ぜひそういった10代、20代の意見を、先ほど聞いていただいたというふうな話もありましたけど、継続してしっかりと聞いていただきたいと思えます。私もそのジュニアカンファレンスの中で提案として、市のほうと懇談会等を設けてですね、より若者の意見を市政に反映させてはどうかというような提案もしたんですけど、そういった部分、ぜひその選挙投票率の向上という部分で取り組みをされてみてはどうでしょうか。答弁いただけますか。

○選挙管理委員会事務局長

先ほども答弁いたしましたけれども、若年層に関心を持っていただくということで、大学内での宣伝だとかいろいろ考えられることはやっていこうというふうに考えております。それで、質問委員が言われましたように、関心を持っておられる若者も確実にいらっしやるわけで、その方たちを期日前投票所の投票立会人等にですね、招へいするとか、なっただいて、またその方たちから選挙に行こうみたいなことを広めていただくような、そういう取り組み等も行いたいというふうに考えます。

○永末委員

もちろんそれはやっていただきたいんですけど、私が今提案したようなそういう定期的なですね、学生といいますか、そういう方々との懇談会みたいなのを、この選挙の投票率向上という部分で、ぜひ取り組んでみてはいかがかなと思うんですけど、どうですかね、そのあたりは。

○選挙管理委員会事務局長

いま言われました点につきましては、今後、検討していきたいというふうに考えます。

○永末委員

すいません、最後にします。検討していくということですので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。そういった若い方の意見を聞く場を設けても、それをですね、どういった形で市政に生かすかというの、それは今後また考えていかななくちゃいけないと思うんですけど、ぜひそういう若い柔軟な意見というのに触れられてみてですね、そこが突破口になって大きなことが起こるといふこともありますんで、ぜひそういったところも幅広く窓口を設けていただいて受け入れていただきたいと思ひます。

○委員長

次に168ページ、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

168ページ、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金についてお伺いをいたします。まず、この補助金交付の根拠について確認させてください。

○社会・障がい者福祉課長

法的根拠ということですが、これは社会福祉法第58条第1項の規定に基づきまして、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例、施行規則第2条第2項に定める事業というのがございます。社会福祉協議会の法人運営事業及び社会福祉協議会が実施する事業というものを対象といたしておるところでございます。社協が実施する事業といたしましては、当該補助金交付要綱により、ボランティアセンター事業、権利擁護事業、その他市長が特に必要と認める事業と規定するところがございます。

○上野委員

周辺の自治体や似通ったような自治体では、社協に対する補助金額、どの程度を交付されておられるのか把握をされておられたら教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

25年度決算ということですが、嘉麻市で4144万6千円、直方市で4528万7358円、田川市では1763万円となっております。額につきましてはさまざまでございます。また、比較的人口が近似しております大牟田市でございますが、これも同じく25年度決算で、約12万1400人の人口に対しまして、4141万9千円。それから人口が11万2千人程度の春日市でございますが、これが9637万327円。次に、人口に近い約10万2千人という人口を抱える筑紫野市でございますが、ここは7224万8550円といった状況となっております。

○上野委員

各自自治体さまざまな金額ですが、飯塚市は5500万円ということで、当市はこの補助金の交付について、どのように認識をされておられるのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

社協収入のうち自主財源というものにつきましては、会費、それから寄附金、共同募金の配分金、事業収入でございます。収入全体の約65%程度となっております。社協では、より多くの自主財源確保に向けて、現在、社協の公用車、あるいは社協便りという広報誌に有料広告掲載事業など、取り組んでおられますが、寄附金等の一般会計の繰り入れは年々減少しているといった状況でございます。本市が平成25年3月に策定いたしました地域福祉計画に基づきます、福祉行政の各施策、これを進めていくためには行政と社協が連携して、本市地域福祉の充実に向けて、一層の取り組み、あるいは事業活動を行うことが求められておるところでございます。このような状況におきましては、社協に対しましてはその安定的な経営が必須条件ということでございます。補助金収入の確保は社協にとっても不可欠なものとなっております。社協に対する補助金につきましては、さらに効率的で効果的な事業運営を目指して、経営の改

善というものを願う一方、先ほど冒頭申し上げました、ボランティアセンター事業、権利擁護事業、その他市長が特に必要と認める事業ということで、地域福祉活動の事業といったものがございますけど、これは公共性や公益性が高いという事業となっておりますので、福祉行政の施策推進という観点からも、財政的支援を行っていく必要があるというふうに考えております。

○上野委員

答弁の中にもありましたように、飯塚市と社会福祉協議会はより強固な関係を築いていただかなければならないというふうに思っておりますし、また本市における社協の役割というのは、さらに重要なものになってくるというふうに考えています。財政的な支援を含めて、連携を深めていただいて、さらに強固な信頼関係を築いていただきますように要望しておきます。

○委員長

次に170ページ、高齢者福祉費、地域支え合い体制づくり事業について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

それでは、地域支え合い体制づくり事業について、質問いたします。高齢者の在宅生活を連携して支えるよう多職種による協議会を開催しているとありますが、多職種とはどんな職種でしょうか。

○高齢者支援課長

高齢者を地域で支えるため、医療、介護の各職種の方で構成いたしております。具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、医療ソーシャルワーカー、作業療法士、理学療法士、ケアマネージャー、行政職でございます。

○城丸委員

それではですね、この協議の内容はどんな内容でしょうか。

○高齢者支援課長

協議会では、主に年2回開催した多職種研修会及び市民フォーラムの実施に向け、企画運営全般について協議を行いました。その他、各職種における現況報告等を行いながら、地域包括ケアシステムの構築に向け、お互いに顔が見え連携し合える関係づくりに取り組みました。

○城丸委員

この事業の中でですね、資源マップというのを作成してあります。これは民生児童委員等ですね、配布して、地域の社会資源情報を提供してありますが、内容を見るとですね、在宅介護支援センター、これは別にしましてですね、病院、公共施設の電話番号、避難場所、それから交番とかですね、これは高齢者、ご本人に配布したほうがいいんじゃないかと、いまは民生児童委員までぐらいにしか配布しておられないということなんで、いかがでしょうか。

○高齢者支援課長

ご質問の社会資源マップは、高齢者の方全員に配布させていただくことが最善かと思いますが、限られた財源の中で作成したため、部数に限界がございました。このため、高齢者宅に定期訪問していただき、日ごろから見守り活動を行っていただいている民生委員さんや自治会長さんを中心に配布させていただくことで、情報を必要とする高齢者の方にお伝えいただいております。

○城丸委員

日ごろから定期的に見守っていただいている民生委員さんに配布をしているということですけど、これは内容を見ましたら、やっぱり医療機関にしてもですね、交番にしても、避難場所にしても、緊急を要するものということで、定期的にとか、日ごろからとかいうんじゃないかと、

すぐにいるんじゃないかと私は思っています。それで出来るなら、部数に限りがあるならですね、このコピーを全世帯に配布するとかですね、そういうことはできると思いますので、その辺はよろしく願います。それから平成25年度は飯塚市、平成26年度は飯塚医師会が実施主体になっております。今後、飯塚市としてはですね、どうかかわりになっていきますか。

#### ○高齢者支援課長

平成25年度は飯塚市、今年度は飯塚医師会が実施主体となっておりますが、27年までの補助事業のため、次年度以降どのような運営になるか、現在医師会と協議中です。高齢者の在宅生活を支えるため、医療と介護の連携は、今後さらに促進していかなければならない重要施策の1つであり、平成27年4月に改正法が施行され、市町村事業となることから、現在協議中の27年度分を除き、平成28年度以降は飯塚市が実施主体となり、事業を進めてまいりたいと考えております。

#### ○城丸委員

医療と介護の問題とかいうのはですね、非常にあんまりうまくいってないというか、医師の先生と介護のほうと、あんまりうまく連携がとれてないというようなこともありまして、これがなされているんだと思いますけど、2025年問題と言われますようにですね、これからの10年が国民の4分の1が75歳以上になるという超高齢化社会に向かっていく訳ですが、こういう中ですね、やっぱり高齢者が安心した在宅生活を送るには、社会資源マップにあるような資源を地域の人が共有することが非常に重要であると同時に、さっきも言いましたように医療と介護の多職種が密接に連携し、高齢者を支えていくということが、大変重要になってくると、これからもですね、医療と介護のネットワークをより強くしていくよう頑張っていってほしいというふうに思います。

#### ○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、第1款、議会費から第4款、衛生費までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:22

委員会を再開いたします。

次に、第5款、民生費から第10款、教育費、206ページから288ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、206ページ、労働費、労働諸費、労働者支援事業費について、永末委員の質疑を許します。

#### ○永末委員

決算書の206ページ、労働諸費の労働者支援事業費について、聞かせていただきます。その中ですね、ワンストップサービスセンターe-ZUKA運営委託料というのが、247万4千円ほど上がっております。運営委託料の中のワンストップサービスセンターe-ZUKAの内容について説明をお願いします。

#### ○商工観光課長

ワンストップサービスセンターe-ZUKAにつきましては、概ね15歳から39歳の若年者を対象に、総合的な就職支援窓口として、あいタウン2階の市民交流プラザ内に設置しているもので、キャリアコンサルタントを1名配置しまして、求職者の資質の向上や雇用の拡大を図

るため、各種業務を行っております。主な業務といたしましては、就職相談、履歴書、経歴書の作成支援、面接訓練、その他就職に関する各種情報の提供等を行っております。また、就職活動に必要な知識や技能を習得するための各種セミナーを定期的を開催しております。具体的には、相談者の経歴や職業能力等を総合的に把握して、進行管理手帳という個人カルテを作成し、その手帳ごとに総合的な就職支援を行っております。また、随時メールによる相談も受け付けておりまして、来場しての相談へつながる活動も行っておりますのでございます。

○永末委員

15歳から39歳の若者を対象に総合的な就職支援窓口ということでありますけど、この15歳から39歳の年齢層の就職というのは、非常に大切なことであると思います。当然、家族をつくっていくような世代でありますので、今後の飯塚市の活力という意味でも、やはりこのあたりの世代がしっかりと職について、生活基盤をつくって、この地に住んでいくというのが大変に今後の飯塚市においても重要であると思っております。就職支援というふうな形になりますと、やはりまず、最初に思いつくのはハローワークなんですけど、今のお話ですとハローワークよりもよりこうなんでしょうね、それぞれの相談者の方の個人的な部分をしっかりと聞き出して、より密接に業務を行われているのかなというふうに聞く限りで感じました。キャリアコンサルタントという方が対応されているというふうなことでしたけども、これはどのような方が配置されておるのでしょうか。どういった業務を行っておるのでしょうか。

○商工観光課長

キャリアコンサルタントは、就職支援全般を行うもので、就職を希望する人のさまざまな相談に対応し、総合的な就職支援を行う専門職でございます。主な業務といたしましては、就職希望者の適正能力、経験などに応じて、効果的に職業選択や職業能力開発、就職活動ができるようなアドバイスを行うなど、就職につながるような総合的な支援を行っております。キャリアコンサルタントには、国家検定や民間資格がございますが、当センターでは資格の有無に限定せず、相談員としてマン・ツー・マンでの相談経験や筑豊地区の状況、企業求人情報など、相談者が職業を選択する上での疑問や不安に対して、適切かつ効果的なアドバイスができる知識と経験を有する人材を配置いたしております。

○永末委員

いまキャリアコンサルタントの方がどういった方なのかという説明を受けましたけども、特に飯塚市においては、そういったこの方の資格等の有無はあまり限定せず、きちんとした仕事ができるかどうかというところで選んでおるといふような話だったかと思うんですけど、この委託料247万4010円の積算の内訳、これはどうなっておりますでしょうか。

○商工観光課長

委託料の積算内訳としましては、キャリアコンサルタント1名分の人件費が448万8千円で、このうち2分の1は県が負担をしておりますので、市の負担額は同じく2分の1の224万4千円となります。諸経費が人件費の5%で11万2200円、それに消費税が11万7810円となり、合計で委託料247万4010円となっております。

○永末委員

この方の人件費というのが総額で、450万弱ぐらいで、そのうち2分の1を市が負担しておるので、他の費用等も含めてこの金額247万4千円が上がっているというふうな説明であったかと思うんですけど、確かに県とは折半にはなっていますが、数百万の予算をつけてされているわけですから、当然にその成果といいますか、ここでいうところの就職者数ですね、そういったところというのはきちんと把握しておかなくちゃいけないと思うんですけど、25年度の相談者数とその就職者数の状況はどうなっておりますでしょうか。

○商工観光課長

平成25年度の当センターへの来場者数は延べ670名で、実際に相談をされた方、相談者数は延べ612名となっております。そのうち、就職が決定した実人数は35名で、就職実数を延べ相談者数で除した就職率は、5.7%となっております。

○永末委員

いま就職率が5.7%というふうなことだったんですけど、これは単純に20人に1人しか就職できてないような状況かと思うんですけども、先ほど確か延べ人数での算定計算になっていたと思うんですけど、実際にその相談者の実数で算定し直した場合、これはどうなりますでしょうか。

○商工観光課長

質問者が言われますとおり、先ほどお答えしました就職率につきましては、相談者数は延べ人数、就職者数は実人数で算定したものでございます。1人が複数回相談を行いますと、それぞれ1回というカウントにしておりますので、相談者数延べ612名ということは612回の相談があったという意味でございます。平成25年度の状況を調べますと、大体1人の相談者の方は概ね4、5回の相談を行っているようでございますので、実相談者数は概ね140名程度になるのではないかと推察されます。そのうち、35名の就職が決定しておりますので、実質的な就職率は25%程度、当センターに相談に来られた約4人に1人が、就職が決定しているという状況と考えております。

○永末委員

延べ人数で算定した場合、就職率5.7%、実人数で計算した場合は概ね25%程度ではないかというふうなことでしたけども、実際これは県の事業でもありますんで、県内の他の地域にも同じようなセンターがあるかと思うんですけど、そこと比較して状況はどうなっておりますでしょうか。

○商工観光課長

県内では同様の支援センターが、福岡市、北九州市、久留米市にそれぞれございます。データとしては相談者数は延べ人数、就職者数は実人数による算定での就職率となりますが、福岡市が44.4%、北九州市が11.4%、久留米市が10.1%となっております。同様に算定した本市の就職率5.7%と比較しますと、いずれもかなり高い就職率となっております。その要因としましては、地元の求人企業数の多さによるものと考えております。

○永末委員

本市の就職率は5.7%、延べ人数ですけど、同じように福岡市で44%、北九州市、久留米市で10%か11%ぐらいということで、本市の率は決して高い状況ではないと思います。特に、福岡市に関しては44%というふうな数字を上げられているんですけど、これちょっと説明してもらってもいいですか。

○商工観光課長

福岡市につきましては、センターのほうに問い合わせましたところ、新卒者の方々が例えばもう1回だけ来て相談をされたらと、基本的には新卒者の方は合同会社説明会とかそちらのほうに行かれて、その後、追っかけて状況を確認したところ、もう就職が決まったというものも1件というふうにとらえているということでございますので、1回来ただけで就職が決まれば1件と、そういうふうな状況がかなり多いということでお伺いしております。福岡につきましては、相談者件数が5479、相談者が延べであるということでございます。そのうち就職者数は、2437ということで、44.4%となっている状況でございます。

○永末委員

その地域地域によって、企業の数も違いますでしょうし、そこに集まられている方の状況というのも違うので、一律にどうとも言いにくい部分がありますけど、ただ単純に数字で比較す



るとやはり飯塚市の就職率5.7%というのが、ちょっと低いんじゃないかというふうに思います。ぜひ、この就職率の向上という部分でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。本市の就職決定された方が住まれているところ、また就職先というのは市内、市外、どのような状況になっているのか把握されていれば、説明をお願いします。

○商工観光課長

平成25年度に就職が決定した35名の居住地につきましては、市内に居住しておられる方が17名、市外で筑豊地域の方が17名、その他市外の方が1名となっております。また、就職先の所在地につきましては、市内企業に就職した方が9名、市外で筑豊地域の企業が8名、その他市外企業が18名となっております。

○永末委員

以上のような状況であるかと思うんですけど、ぜひ15歳から39歳の方の就職率をしっかりと上げるという意味でも、1番希望的にはですね、やっぱりしっかりと飯塚市内の方が飯塚市内の企業に就職してもらおうというのが、飯塚市にとっては1番ありがたいんでしょうけど、そうでないにしても、やはりそういった数字が上がっていくという部分に対して、今後もしっかりと努力を重ねていていただきたいと思います。最後にしますけども、就職の際のアフターケアなどはどのように行われているんでしょうか。

○商工観光課長

就職者には、就職後も何かあればセンターを利用するようご案内をしております、主にコミュニケーションや技能が対応できているかどうかなど、就職後の不安が高い相談者に対しましては、概ね入社から1カ月以内に電話でのフォロー等を行っております。聞くとところによりますと当センターでは、他の就業センター等と比較して、相談員と相談者の距離感が近いということもあり、就職後もセンターに連絡していただけるケースが多いというふうに伺っております。

○委員長

次に210ページ、農業振興費、中山間地域等直接支払事業費補助金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

この事業の内容はどんな内容でしょうか。

○農林振興課長

農業生産の条件が不利な状況でございます中山間地域、いわゆる傾斜地でございますが、ここにおきます農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するための制度でございます。具体的には、集落等を単位に協定を締結いたしまして、それに従って行われます農業生産活動等を支援するため、面積に応じまして補助金が交付されるものでございます。

○城丸委員

農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するというふうに難しい言葉で言われましたけど、いわゆる棚田のようなところに補助金を交付して生産活動をしていただいで守っていかうということでしょうか。

○農林振興課長

そのとおりでございます。いわゆる中山間地域は、平地の農地に比べまして、農家の高齢化や後継者不足はもとより深刻でございます。またさらに、有害鳥獣被害も多いなど条件が不利であるために、耕作放棄地もふえておりますことから、この補助制度によりまして守っていかうというものでございます。

○城丸委員

それではですね、この棚田のような農地を守っていくことにどういう意味がありますでしょ

うか。

○農林振興課長

棚田に代表されるような中山間地域につきましては、川の上流部に位置しますことから中山間地域の農業農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止、さらにのどかな田園風景などのいわゆる多面的機能によりまして、下流域の市街地の住民を含む市民の財産、豊かな暮らしを守っているということでございます。

○城丸委員

それではですね、この飯塚市内にどれぐらいの対象地域があるんでしょうか。

○農林振興課長

飯塚地区が5地域、穂波地区が2地域、庄内地区が1地域、筑穂地区が7地域の合計15地域でございます。

○城丸委員

もうちょっと詳しく聞きますけど、飯塚地区の5地区とかいうのは、どのへんになりますか。

○農林振興課長

飯塚地区では、蓮台寺、それから建花寺、明星寺が北と南でございます。

○城丸委員

ほとんど私が住んでいる鎮西地域でございまして、山間地域と中山間地域ということで。それでは、この補助金はですね、補助対象が地域全体になります、それと個人的に申請してもいただけるものでしょうか。

○農林振興課長

先ほど4カ所しか申しあげておりません。失礼いたしました。明星寺が北と南と申しましたが、南がさらに2つに分かれているということで、合計5カ所ということでございます。それから、この補助金につきましては、一般に集落としての生産活動に対する取り組みに対して補助をされますので、個人としてこの制度を活用するといいたしましても、一般には補助の対象にならないということでございます。

○城丸委員

飯塚市の中ではですね、棚田百選とか言われているような綺麗な棚田はないんですけど、ご答弁のようにですね、自然のダムのような働きをしております、洪水とか土砂災害を防ぐ役割をしています。また、よく出てきますけど、日本の原風景のような癒される田園風景にもなりますし、非常に生産性は悪いんですけど、おいしい米もとれております。全国的にもですね、この保存の必要性が非常に叫ばれておまして、この近くでも、例えば川崎町の安宅という地区がありますけど、そこでは棚田に彼岸花を群生させてですね、見物客が非常に多く訪れておりますし、また棚田のオーナー制などを行っている地区もあると聞いております。飯塚市でもこの中山間地区の農地を守ってほしいと、先ほども言いましたように、うちの地域でも耕作放棄地といいますか、そういうところが結構目立ったりしておりますので、何かまちおこしとかですね、そういうのも一緒に考えながらですね、中山間地域の農地を守っていくということも今後検討していただきたいというふうに思いまして、終わります。

○委員長

次に220ページ、商工業振興費、医工学連携推進フォーラム講師謝礼金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

医工学連携推進フォーラム講師謝礼しか、この名前出ておりませんが、これにつきましては、平成15年度から飯塚市の地域資源であります産業支援機関等を活用し産学連携による新産業の創出を行うというトライバレー構想も25年度から第3ステージに入りまして医工学連

携による地域産業の活性化を目的にスタートしております。それです、第1ステージ、第2ステージの取り組みに対してどのような評価を与えながら第3ステージに取り組んでおられますか、お聞きしたいと思います。

○産学振興課長

平成15年度から平成19年度に取り組みました第1ステージでは、産学連携、ベンチャー支援、人材育成、企業誘致、案件創出の4つの施策の柱を掲げまして取り組んで参りましたが、残念ながら市内においては市場に乏しく経営が軌道に乗りました企業が域外に転出する例や、また育成した人材についても市外の企業に就職するなど人材、企業の域外流出を食いとめることができませんでした。このため平成20年度からの第2ステージでは、情報、人材、ビジネスチャンスが集まる刺激的なまちの形成を目指すべき姿といたしまして、ビジネスモデル構築のための戦略的プロジェクトの実施に取り組み平成21年度からは今後の成長産業として期待される医療関連産業の創出に向け医工学連携によるプロジェクトも開始させておりました。この間、平成20年に発生いたしましたリーマンショックは急激な経済情勢の変化をもたらしまして、起業意識の低下や企業の新規分野への挑戦意欲の低下など地域経済にも大きな影響が出ていたため、平成25年度からの第3期では経済情勢や地域の産業構造の変化を踏まえつつ、人と産業が集まり、成長するまちをキャッチフレーズに本市の地域資源や企業の特徴を生かした産業振興に取り組むこととし、そのための重点プロジェクトといたしまして本市に多くの医療機関が立地しており、人口当たりの病床数や医療、福祉従事者数の比率が全国平均を大きく上回るなど全国的にも医療サービスが充実している優位性を生かしまして、医工学連携の推進を掲げ、現在積極的に取り組んでいるところでございます。

○城丸委員

この医工学連携推進事業は成果説明の中では人件費を除く事業費が190万1千円となっております。決算書の中では、先ほども言いましたけど、講師謝礼の3万円しか出ておりませんが、その他の費用については、どういうふうに支出をされましたでしょうか。

○産学振興課長

謝礼金のほかの主な経費といたしましては、昨年11月に実施いたしましたシリコンバレー地域の視察に係る外国旅費を含みます旅費の68万4千円。それから課題解決型医療機器等の開発支援のため交付いたしました新産業創出戦略プロジェクト支援補助金117万円などです。そちらのほうは決算書の223ページのところに表れております。なお、平成25年度の医工学連携に係る事業につきましては、本市の事業費のほか、本市の取り組みを評価いただいている国等からも直接支援をいただきながら、実施させていただいたものもでございます。

○城丸委員

いまご答弁がありました新産業創出戦略プロジェクト支援補助金とはどういう補助金でしょうか。

○産学振興課長

この補助金は医工学連携を加速させることを主な目的といたしまして平成24年度に創設いたしました補助金で、医療機器関連の勉強会開催や共同研究プロジェクトを推進する事業に対しまして予算の範囲内で交付しております。

○城丸委員

この医工学連携推進事業は飯塚病院、九工大、それから飯塚研究開発機構、それから飯塚市による4者協定を結んで行われておりますけど、飯塚市は、25年は190万1千円支出をしております。それで、この4者の中に飯塚市以外の機関が主催する事業はあるのでしょうか。また、それ以外の、例えば国とかの事業もあるのでしょうか。

○産学振興課長

医工学連携の取り組みにつきましては、現在、飯塚病院、九州工業大学、飯塚研究開発機構、飯塚市の4者によって組織いたします飯塚医療イノベーション推進会議により開催するセミナーが数多くありますけれども、それだけではなく各機関が独自の予算を執行して医工学連携に関するセミナー等を開催する場合もございますし、またこの4者に留まらず、現在、福岡県や九州経済産業局のご協力によりまして各種セミナーがこの地で開催されている事例も出てきております。

○城丸委員

成果説明書を見ますとフォーラム開催を1回、医療機関の講座、見学会の開催を3回開催し成果には医療関連産業への高い関心がうかがえたとあります。これらフォーラムなどの案内はどの範囲で行ってありますか。

○産学振興課長

これらフォーラムの開催案内は本市のホームページに掲載しますほか、当課のメルマガ等を通じて市内企業にとどまらず、域外の企業に対しても広く周知を図っております。さらには飯塚研究開発機構の持つネットワークを活用させていただき、主に筑豊地域の企業への案内、また九州経済産業局や福岡県のネットワークを通じて域外にも積極的に広報を行っていただいております。先日も他県から飯塚市で開催されましたセミナーのほうへの参加がありまして、医療関連産業への参入意欲の高さを感じているところです。

○城丸委員

飯塚市内の大学や企業、現在進んでいる研究や具体的に商品化されているもの、これどんなものがありますでしょうか。例えば、私の聞いた範囲では痛くない注射とか、飲み込む胃カメラとか、そういうのがありますけど言える範囲でお願いいたします。

○産学振興課長

九州工業大学情報工学部の伊藤教授の研究室のほうでは、消化管内を、振動を利用して自分で移動できる直径1センチ、長さ2.5センチ程度のカプセル内視鏡の研究が行われております。これが実用化されますと腸内の検査にこれまで8時間から1日かかっていたものが、1時間程度に短縮されまして患者や医師の負担が軽減されるというふうに聞いております。この研究につきましては、最近各種のメディアに取り上げられているので、ご存じの方も多いのではないかと思えます。このほかにも、市内企業で、外科手術で開いた傷口を内側から持ち上げて、短時間に完全に閉じるための医療機器を開発した事例もございます。こちらにつきましては、先日、岩手県の盛岡市で開催されました内視鏡外科学会において行ったプレゼンテーションも非常に好評だったと伺っております。このほかにも大学のシーズをもとに、研究開発が進んでいる医療機器等がございます。

○城丸委員

こういうプロジェクトで非常に難しいのは、その、何と言いますか、どの地域の範囲でやるかと、まあ全国規模でもですね、ひいては日本のためになるのでいいんですけど、4者協定のメンバーでもですね、いろいろ考え方は多分違うと思うんですね、飯塚病院は全国でも多分いいと思えます。そういうことで飯塚市としてはどのようにその辺は考えておられますか。

○産学振興課長

飯塚市といたしましては、市の予算を執行する以上は、地元の企業の事業発展につながる施策を展開していきたいと考えておりますが、地元だけにとらわれずに地元の企業もたない製品化の技術を持つ域外の企業等もこれらのプロジェクトに参画することにおきまして、地域の企業の技術力の高度化や、また、医療関連産業への参入が加速されることも大いに期待されますことから、今後とも広域的な視点で多くの企業がこのプロジェクトに参画していただくことを飯塚市としても期待しております。

#### ○城丸委員

e-ZUKAトライバレー構想というのは、飯塚の夢として非常に財政的に厳しい中飯塚の灯りとして始まったわけですが、15年度から第1ステージ、第2ステージをへて、現在、第3ステージになっておりますけど、残念ながら第1ステージ、第2ステージでは、それぞれ人材を、最初の目的は人材を育てるまちじゃなくて、生かすまちにしようということで始まったと思いますけど、残念ながら人材を育てるまでにしか至っていないというところではないでしょうか。それで、第3ステージへ進み医工学連携による地域活性化を雇用の拡大とか、医療サービスの向上を目指しておりますけど、聞くところによりますと医療機関、医療関連従事者、また理系の大学と、飯塚のこの分野でのポテンシャルは非常に高いということですね。大いに期待をしていますし、地域の企業にとっても関心、期待が高いと聞いております。まだ緒についたばかりだと思いますが、頑張っていたきたいということを言いたいと思います。

#### ○委員長

次に222ページ、商工業振興費、新産業創出支援費について、永末委員の質疑を許します。

#### ○永末委員

222ページ、商工業振興費、新産業創出支援費につきまして、質問させていただきます。その中でも特に販路開拓支援補助金について、お聞かせいただきたいと思います。この補助金の内容をお願いします。

#### ○産学振興課長

この補助金は新規性、独自性、及び市場性があり実現可能性があると認められる生産計画を重視しながら、販路開拓に課題を抱える市内の中小企業に対しましてその販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、新しい市場への参入及び事業拡大を支援するものです。補助金の額といたしましては、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度として交付しております。

#### ○永末委員

販路開拓に要する経費の中で、こういったものが補助対象となっておるのでしょうか。

#### ○産学振興課長

補助対象となる経費は専門家から販路等に関する指導を受けた際に支払う謝礼金、それから商談や展示会出展に係る旅費や専門家の指導を受ける際の旅費、それから展示会出展料やチラシ等の印刷製本費、通信運搬費等の事務費、そして販路開拓に関する調査を委託するために要する委託費を対象経費といたしております。

#### ○永末委員

いま言われましたようにコンサルタントですかね、そういった専門家からの指導料とか、旅費であるとか、印刷製本費とかという部分が経費ということで認められるということですが、確かに販路開拓についてこれから頑張っていこうというふうなところですので、そういったところでも補助がきちんとあれば大変に助かるような状況にはあるかと思えます。実際に市内の中小企業であれば、これはこういった企業でも補助されるというふうに考えていいのでしょうか。

#### ○産学振興課長

市内に主たる事業者または事務所を置く中小企業のうち、主に製造業、情報通信業を営む企業で、優れた商品を開発し、積極的に事業に取り組む計画を有している企業を、この補助金の対象としております。

#### ○永末委員

主に製造業ということで、第2次産業に当たるかと思えます。ただ、こういう補助金に対して販路開拓をしたいというふうに思っている企業というのは、当然その2次産業に限られてい

るわけじゃなくて、1次産業、例えば農家の方でありますとか、そういった方も販路開拓さえできればもっとしっかりとつくれるのにといいふうな声も聞いたことがあります。ですので、いま現状として2次産業、製造業に限られているようですけども、ここの枠を取り払って、しっかりとその販路開拓で頑張ろうというふうなところに関しては補助制度を使えるような形にされてはどうかと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○産学振興課長

この販路開拓支援補助金については、基本的には物づくりを支援するスタンスで補助金を創設いたしましたので、農業関係というふうなことでは今のところは考えておりません。先ほどもしましたとおり、基本的には物づくり、それから飯塚市の特徴的な産業であります情報通信業を中心にこの販路開拓について現在は検討しております。

○永末委員

確かに製造業及び情報通信業というのは、九工大でもありますので、飯塚の特色ある事業であるかと思うんですけど、一方で農業にもしっかりと取り組むというふうな話も常々されているわけですから、特にそこに限る必要はないと思いますし、今のところはそういったくくりがあるんですけど、別途そういった補助金をつくるというふうなことも可能かと思うんですけど、その辺りはどうでしょう。

○経済部長

いま質問委員が言われています農業の、例えばブランド化とか、特産品を海外に輸出するための販路開拓支援とかいうのはですね、農業振興のほうでいろいろ検討してまいっておりますので、この事業につきましては、さきほどから課長が申しますように、そういった対象で実施させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○永末委員

わかりました。ただ、私の思いとしては、ぜひそういう販路開拓というふうなコンセプトと言ったら大げさですけど、そういうところでしっかりとつくったものを売っていく。それを売ってお金をもうけて、それを飯塚市のほうに還元していくというふうな、そういうところにしっかりと力を入れるべきじゃないかという部分での指摘でありましたので、ご容赦願いたいと思います。加えて、25年度の成果としての商談件数というのが、成果報告書のほうで、確か前年度の10倍以上になっていたと思うんですけど、これはどういった状況からそうなったのでしょうか。

○産学振興課長

この補助金におきまして支援する企業は毎年異なっております。そのためにその企業の製品、技術ごとに販路開拓に対する取り組みが異なるため、成果といたしましての商談件数を年度ごとに一概に比較することは困難かと思えます。平成25年度と24年度の支援企業の大きな違いは、平成24年度がすべて、いわゆる企業向けの製品を販売する企業でありましたのに対しまして、平成25年度は1社がインターネット通販などを利用した、いわゆる個人向けの製品販売であったことから、商談件数が25年度は大きくなっているものです。

○永末委員

ありがとうございます。では最後、この補助金を交付することで、飯塚市には実際どのような恩恵があると想定されておりますか、ご答弁をお願いします。

○産学振興課長

この補助金を活用した企業さんからは、「補助金のおかげで今までためらっていた首都圏への展示会出展をすることができて、本当に助かった。」というふうなお声をいただいております。また、出店することで新しい出会いや販路開拓の再構築を行うことができたということで、文字どおりこの地域産業の販路開拓のきっかけになっているのではないかといいふうに、私ども

は考えております。この補助金を活用しまして自社製品の販路が開拓でき、売り上げを伸ばすことができましたら、企業の安定的な経営が可能となるだけでなく、また受注拡大による、例えば下請企業との取引拡大、また従業員の新規確保など、地域経済に対して多くの波及効果が期待されるというふうに私どもは考えております。このため本市といたしましては、この補助事業を今後も継続していきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:05

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

224ページ、消費者行政推進費、消費生活センター費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

商工費、消費者行政推進費、消費生活センター費についてお尋ねします。まず初めに、決算額287万9000円の内容についてお示してください。

○まちづくり推進課長

消費生活センター費の決算の内容につきましては、消費者教育の専門相談員を活用し、消費者トラブルの未然防止のための講座開催に伴う講師謝礼や相談員のスキルアップの研修会の参加費、悪質商法被害防止の回覧チラシや中学校3年生向けの啓発ガイドブックの作成、及び消費者トラブル防止の啓発物品の購入並びにセンターの消耗品等、消費生活センターの光熱水費及び通信運搬費、最後に消費生活センターのエアコンの修理に伴う費用等々となっております。

○永末委員

では次に、消費生活センターの運営状況について聞きたいと思います。この消費生活センターはかつて福岡県が運営しておったというふうに聞いておりますけれども、現在どのような運営となっておりますのでしょうか。あわせて対象となる地区、相談員の数、提供されるサービスなどについて詳細をお願いします。

○まちづくり推進課長

従前の消費生活センターにつきましては、質問委員言われますとおり福岡県消費生活センターのサブセンターとして、筑豊管内の15市町村の相談業務を受託しておりました。しかしながら平成24年度末で、県の相談事業を受託しておりました財団法人福岡県消費者協会が解散することに伴い、サブセンター廃止の方針が打ち出されたことにより、本市と嘉麻市、桂川町の2市1町で事務協定を締結し、消費者保護の観点から引き続き運営を行うこととなりました。そのため現在の対象地域につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町が対象エリアとなっており、2名の相談員と1名の事務員で対応しております。また、センターの設置場所につきましては、従前と同様、市役所本庁は斜め向かいにあります立岩公民館の3階に開設されており、平日の8時30分から17時までが開所時間で、平成25年度は年間244日開所いたしました。また、提供されるサービスの内容につきましては、消費者からの事業者に対する苦情に関する相談に応じたり、消費者と業者の間に立って解決へ導いたり、さらには消費生活に係る正しい知識の普及啓発等に努めているところでございます。

○永末委員

それでは相談される方が、どういった方が相談されているのかという部分について聞かせていただきたいんですけど、実際に相談を受けられていると思うんですけど、どのような年齢の方、性別等含めまして、どういった方が相談されているのでしょうか。もしわかれば具体的な相談事例等もあわせてお示してください。

○まちづくり推進課長

相談者を検証いたしましたところ、平成25年度の傾向といたしましては、50歳以上の方からの相談が全体の60%以上を占めており、70歳以上の高齢者だけで全体の約25%を占めております。また、女性からの相談件数が全体の60%を占めるなど、比較的弱い立場にある方がターゲットになっている傾向が見られます。また、具体的な相談事例といたしましては、注文した覚えがないのに健康食品等を送りつけて再三にわたり高額な代金を請求するケース、インターネット通販で腕時計を注文し、代金を振り込んだにもかかわらず商品が送られてこないまま通販会社自体がなくなったケース、また景品につられて、無料講座に通い気がついたら高額な磁気ふとん等を購入する契約を交わされていたというケースが掲げられます。

○永末委員

いま答弁にもありますように、高齢の方の相談の件数が多いということですが、過去3カ年の相談件数と平成25年度において消費生活センターが存在したことによって、そういった今ありましたような悪質商法などから被害が防げた金額などを把握されていたら、お示しください。

○まちづくり推進課長

過去3カ年の相談件数につきましては、飯塚、嘉麻、桂川の住民の方に限定いたしますと、平成23年度が804件、平成24年度が792件、平成25年度が1028件となっております。また、消費生活センターにおいて防ぐことができた悪質商法にかかる被害の額につきましては、平成25年度で年間約1900万円という報告が出ております。

○永末委員

大体3カ年で800件から1000件ぐらいの相談件数ということでしたけども、大体開所されているのが240日ちょっとぐらいでしたので、大体1日当たり4、5件の相談を受けられているような状況かと思えます。1900万という金額を防いだというふうな実績もあるということでした。今ありましたけども、相当な被害を防いだことにはなると思うんですけども、事例によっては、例えばセンターだけで解決できるケースばかりではないんじゃないかというふうに思っております。具体的にそういった相談、それからその先、具体的にそういう法的な何か損失を受けたときに、どのような形でその相談者に対してケアしていくのか、そういった部分の取り組みなどがありましたら、お示しください。

○まちづくり推進課長

質問委員ご指摘のとおり、消費生活センターだけでは解決できない事案も年間の相談件数の約15%ほど存在しております。そのようなケースの場合につきましては、個別の案件によりまして福岡県の弁護士会や司法書士会並びに飯塚警察署などの専門の相談機関を紹介し、解決への道しるべを示しているところでございます。

○永末委員

成果報告書を見ますと、センターの運営事業費全体としては25年度で1300万強ぐらいかかっているということですので、実際に被害を防いだ額というふうな具体的な金額と比較しますと、投資した以上の成果が上げられている事業であるというふうに認識しました。ただ、それ以上のことを果たしていくべき機関であるというふうに考えています。昨今の多い詐欺被害、ほんとに手口も巧妙化していますし、それによって引き起こされる金額というのも本当に莫大な金額になってますので、そういうときに、もしそういったことがあったときに、一番最初に思い浮かべるところの1つとして、消費生活センターがあがってくると思えます。ですので、相談件数等も頑張られておるんですけども、ぜひこの取り組みのほう、しっかり継続していただいて、より多くの困った市民の方に対してですね、ケアができるように取り組んでいただきたいと思います。



○委員長

次に230ページ、道路橋りょう維持費、各所草刈等委託料について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

引き続き質問させていただきます。230ページの道路橋りょう維持費の各所草刈等委託料についてでございますけども、この金額、決算額で5892万強の金額となっておりますけども、この草刈りをしている地域というのは、飯塚市全体分の計上ということでよろしいのでしょうか。

○土木管理課長

各所草刈等委託料につきましては、歩行者や車両通行に支障になる箇所、または車両通行上見通しが悪い箇所の安全確保のために行っております。本庁及び各支所の決算額を合わせたものであり、飯塚市全体の費用でございます。

○永末委員

飯塚市全体ということですので、旧市郡で考えますと、5地区あるわけですが、その5地区で分けた場合、それぞれの決算額と割合についてお示してください。

○土木管理課長

本庁、各支所の25年度の決算額につきましては、本庁が4404万6450円、全体に対する割合で申しますと74.7%。穂波支所952万9800円、16.2%。筑穂支所227万7450円、3.9%。庄内支所174万8250円、3%。颯田支所132万900円、2.2%となっております。

○永末委員

それでは、いま答弁されました各区域の道路延長、認定されている分の、管理されている分の道路延長とその割合について、同じようにお示してください。

○土木管理課長

各地区における道路延長と割合につきましては、総延長1028.4キロメートル、本庁管内の総延長530.8キロメートル、全体に対する割合は51.7%。穂波支所管内173.9キロメートル、16.9%。筑穂支所管内137.7キロメートル、13.4%。庄内支所管内101.2キロメートル、9.8%。颯田支所管内84.8キロメートル、8.2%となっております。

○永末委員

いま決算額と認定道路の距離について2つ答弁いただいたんですけども、筑穂、庄内、颯田支所管内においては、例えば筑穂であれば、決算額としては全体の3.9%、庄内は3%、颯田は2.2%なんですけど、実際の道路延長に関しては筑穂で13.4%、庄内で9.8%、颯田で8.2%となっております状況を見ますと、道路延長に比べてその3管内に関しては予算が極端に少ないように思えるんですけども、この部分、道路延長との調整等はできないのでしょうか。

○土木管理課長

予算計上につきましては、本庁、各支所それぞれ必要に応じて計上しております。限られた予算の中で工夫して行いたいと考えております。

○永末委員

いま必要に応じてというふうないう答弁されたわけですが、必要に応じて計上した結果がこういった結果になっておるわけですから、当然いまの状況でいいというふうな考えておるというふうな認識でいいのでしょうか。

○土木管理課長

草刈りににつきましては、必要な箇所の対応は概ねできていると考えております。

○永末委員

その部分の認識なんですけど、実際、自治会等ともお話等される機会があると思いますんで、そういったところで自治会長会から意見を聞いて、行政側としても今の現状を把握されているというふうな認識を持たれているかもしれませんが、実際に私が庄内のほうの住民の方から話をよく聞くんですけど、やっぱり昔、合併する前、町の時代というのは、もっと草刈りを頻繁にやってくれたというふうな意見をよく聞きます。実際には、市になって草刈りが行き届かなくなった、そういったところが、されてない地区、地域がよく目につくようになったという声を、これは本当に多くいただいております。その部分に関して、そういった市民の方の声が実際あるわけなんですけど、それに関してどう思われますか。

○土木管理課長

市民の方の要望に対しましては、予算計上してない箇所につきましては、作業班等がおりますので、それで対応していきたいというふうに考えております。

○永末委員

私の認識を述べさせていただきますと、庄内、颯田、筑穂に関するこの草刈りの予算というのは、やはり道路延長がありますんで、単純にそれと予算を比較して、道路延長が例えば10%あるから10%の予算かという、単純にそれイコールにはならないでしょうけど、少なくともその判断基準には十分になり得る要素だと思います。ですので、この3地域に関しては、草刈りの予算が少ないんじゃないかと思います。ですので、この割合を修正していただくように次年度検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○土木管理課長

予算につきましては先ほども申しましたように、必要な箇所と判断する部分について計上いたしますので、今後につきましてもそういうふうな考えで行いたいと考えております。

○永末委員

行政側が必要と認識している箇所と住民側がやってほしいと思っている箇所というのが、私はちょっとずれているんじゃないかというふうに感じています。実際、市の方というのは、当然市民の方のために仕事をされていて、そのための住民満足度を上げることが大きな役割だと思いますんで、実際にそういった声というのも私聞いていますので、そういう現状もあるんだということをしつかりと認識していただきたいと思います。それと割合もそうなんですけど、そもそもその全体の予算、5800万という金額そのものをもっと計上させてもいいんじゃないかというふうに感じるんですけど、その点どうでしょうか。

○都市建設部長

先ほど担当課長申しましたとおり、確かに草刈り、道路の延長に付属して草を刈っているわけですが、当然すべての路線には対応しきっておりません。それが現状でございます。それで地元の方が草を刈ってほしいという部分についてはある程度は対応しているつもりでございます。その中でまだ草刈りが足りないという部分につきましては、本庁含めたところですね、今の予算の中で言いますと、先ほども課長が答弁しましたとおり、直営の班を活用しながら、それでもまた足りない部分につきましては、本庁、支所を含めたところですね、調整をしながら図っていくべきだろうと思います。それと、今すぐ全体の事業費を、草刈費用というのは、なかなか今の財政的に申しまして、難しい部分があるかと思いますが、その中でいかに有効的な草刈りができるかということも含めて考えていきたいというふうに思っています。しっかりと地元の要望は受けながら、対応できる部分につきましては対応していきたいというふうに思っております。

○永末委員

繰り返しになりますけど、実際の本当にたくさんの声をいただいております。地元の議員として出ていっときながら、草刈りひとつもしっかりと指摘せんで、どうしとんかというふうなお

叱りの声をいただくこともありますんで、この部分しっかりと認識して対応していただきたいと思います。

○委員長

次に236ページ、都市計画費、中心市街地活性化事業費について、永末委員の質疑を許します

○永末委員

236ページの都市計画費ですね、中心市街地活性化事業費について聞かせていただきます。中心市街地活性化事業費として17億3100万計上されておりまして、その内訳がざっと記載してあるわけですが、その中でちょっと大きな部分だけピックアップして聞かせていただきます。まず、この中で飯塚本町東地区土地区画整理事業支援業務委託料の1億4200万強について、ご答弁ください。

○中心市街地活性化推進課長

飯塚本町東地区土地区画整理事業支援業務委託料については、本市では初となる土地区画整理事業が本格化する平成25年から完了予定の平成28年度の4年間という短期間での事業の遂行には、高度な知識、技術とノウハウを有する人材、また100名を超える関係者との事業合意には多くの人材が必要となり、市内部での人材確保が困難なことから、平成25年度当初予算において今後5カ年間の継続費として議決をいただき、実施体制を構築し円滑な事業の推進を図ることを目的に支援業務として委託したものでございます。営業の内容につきましては、事業に関する総合推進支援、調査測量に関する業務、施工規定策定、土地区画整理審議会及び評価委員に関する業務、換地計画及び仮換地指定に関する業務、建築物等の移転補償及び損失補償に関する業務などとなっております。権利者との移転協議は市職員が行いますが、その際の権利者からのお尋ねや疑問点について、他地区の事例等を交えまして迅速かつ確かな資料を作成するなどの業務を行い、さまざまな問題を克服しながら当初計画どおり事業の推進を図っているところでございます。

○永末委員

今の支援業務の委託先と委託期間、答弁いただけますか。それとこの1億4200万の財源もあわせてお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

委託先については、独立行政法人都市再生機構九州支社でございます。委託期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日となっております。財源内訳につきましては、150万円が起債の対象となっております。そのほかについては一般財源となっております。

○永末委員

すいません。一般財源の金額をお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

1億4112万5070円となっております。

○永末委員

起債に充てることができるのが150万程度ですんで、そのほとんどの分を一般財源から賄っているというふうな状況ですけども、業務の内容としてちょっとさまざまありましたんで、それぞれがどうなのかという部分まではあれなんですけど、単純な感想として、かなりの金額を一般財源から入れられているなというふうに感じるんですけど、この業務、当然この金額で、必要であるということで認識されているんですよね。

○中心市街地活性化推進課長

先ほども申しましたように、本市ではこの土地区画整理事業については、初めての事業で

ざいます。市としても十分なノウハウ、知識等は持ち合わせていない状況でございます。それからですね、職員体制でございますけども、平成25年度は担当職員が1名、担当主査2名、課長補佐、課長の5名の体制ということでございます。本支援業務委託におきまして、この独立行政法人都市再生機構九州支社から3名の職員の常駐、他の1地区との兼務で飯塚所長1名、それからこのほかに九州支社の事業チームから適宜業務支援を受けているという状況でございます。それで、この委託に際しまして平成24年に県内での土地区画整理事業を施工した7地区の実施体制状況の調査を行っております。特に補償契約の締結時期、その時期の実施体制調査をいたしましたところですね、補償契約完了に要した時間については、短い地区で3年間、最長では20年間、平均では10.4年間となっております。また、最短の3年間であった地区の体制につきましても、補償係6名、事業係3名、計画係4名、課長級1名の14名体制ということでございました。そういう意味からも、事業の進捗も順調に進んでおるところでございますので、こういったURの、都市機構への委託については、必要であったと考えております。

○永末委員

その3年間委託された別の自治体ですかね、これは。その支援委託料というのは、いくらぐらいだったんですか。

○中心市街地活性化推進課長

この地区につきましては、支援委託ということは行っておりません。そのために職員の体制を充実させているということでございます。職員が14名体制で行っているということであります。

○永末委員

ほかのところはそんなふうな形で、市内部で対応して14名の人員が必要だったけど、市に関してはそれに匹敵するか、それに近いものを外部に委託してやったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○中心市街地活性化推進課長

先ほどお話しましたように、この土地区画整理事業において、飯塚市としてのノウハウ、知識等がございません。そういったところが大きな要因ということでですね、今ご説明したような形になっているということでございます。

○永末委員

その14名の体制で、一方でやって、市のほうではその仕組みをとらずに、外部に委託するというふうな形で対応したということで、それぞれがどうなのかという部分は、そこまで私わかりませんが、実際にこのような仕組みでやっていくことで、例えば市としてそういうノウハウが内部にはたまっていかないわけですね。市としてはそういったノウハウを、業務をやらないうで取得できないと思うんですけど、そういったところはデメリットというふうな感じにはならないんですか。

○中心市街地活性化推進課長

現在、こういう委託をしておりますけども、補償交渉等においては市の職員も当然一緒になって行っております。そういう中ですね、このURさんの知識等はですね、逐一ご教示いただいていると、そういったところでございます。

○永末委員

であれば、今回はそういったのが初めてだったんで、そういった方法をとったけど、もし今後そういう同じような業務が生じた場合には、今回とったような経験を生かしながら、外部に委託する分を少し減らしながらでもやっていくというふうな考え方ということでよろしいんですか。

○中心市街地活性化推進課長

ここでそれがどうかという先の話はあれですけど、基本的にはそういう考え方になっていくんだらうと思っております。

○永末委員

ぜひ頑張ってくださいと思います。次の委託料のほうに移らせていただきますけど、建物調査委託料、これも同じく飯塚本町東地区土地区画整理事業建物調査委託料1958万と580万強という二本立てでありますけど、この中身について同じく委託内容、委託先、委託期間についてお示してください。

○中心市街地活性化推進課長

委託内容につきましては、土地区画整理事業により移転が必要となった権利者の移転補償費を算定する業務であります。営業調査40件、建物調査1棟について調査及び補償費の算定を行うもので、委託先は平和総合コンサルタント株式会社福岡支店が受注し、委託期間は平成25年5月22日から平成26年2月28日までとなっております。なお、財源の内訳については、2分の1が国の補助金であり、残り2分の1の95%が起債の対象となっております。

○永末委員

すみません。2本目の580万ですかね、そちらのほうもいいですか。

○中心市街地活性化推進課長

次の分でございますけども、委託料589万5750円には、再算定業務337万5750円と建物事前調査業務252万円の2業務となっております。1つ目は再算定業務の委託内容としましては、次年度の契約となる第2期移転者について単価改正等に伴う補償費の見直しが必要となることから、建物調査7棟、所有者及び借家人を含む権利者23件の再算定を行うもので、委託先は株式会社孝栄設計コンサルタントが受注し、委託期間は平成25年12月17日から平成26年3月31日となっております。財源内訳については、事業費の95%が起債の対象となっております。2つ目。建物事前調査業務委託内容につきましては、次年度に実施される建物の解体工事に先立ち、工事の影響による建物等の損傷の有無を確認するために、施工区域隣接する建物を16棟について現況を事前に調査を行っております。委託先は大和不動産株式会社九州支社が受注し、委託期間は平成25年10月29日から平成26年3月25日となっております。財源内訳につきましては、全額が一般財源となっております。

○永末委員

続きまして、同じく飯塚本町東地区土地区画整理事業敷購入費1306万8900円、この中身について同じようお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

この内容につきましては、土地区画整理事業における減価買取による土地の購入費となりますが、減価買取について説明をさせていただきます。土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき道路等の公共施設を整備改善しまして、土地の価格を整え宅地利用の増進を図る事業でございます。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供いただき、この土地を道路等の公共用地に充てるものでございます。公共団体施工の区画整備事業では、施行後の宅地の総額、それが施行前よりも減少した場合に、その差額に相当する額を減価補償金として交付しなければならないことが法で定められております。実際の事業では、この減価補償金相当額をもって宅地を先行買取し、道路等の公共用地に充てることにより、従前の宅地評価額を小さくし、減価補償金を交付しなくてすむようにしております。この先行買取を減価買取と申しております。

本市では、減価補償金に相当する額の範囲内であり、現況が建物のない更地で、小規模な宅地である地権者を対象に13筆、面積で396.54平米の土地を購入したものでございます。財源内訳については、補助対象経費1216万円の2分の1が国の補助金であり、残り2分の

1のうち95%が起債の対象となっております。

○永末委員

ありがとうございます。続きまして、飯塚本町東地区土地区画整理事業建物移転補償金8億5000万強、この中身についてお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

補償内容につきましては、建物所有者31権利者、借家人等20権利者の合計51権利者に対する移転補償を行ったものでございます。国の基準となる土地区画整理事業の施工に伴う損失補償基準及び用地対策連絡協議会基準に基づきまして、建物移転料、工作物移転料、動産移転料、立竹木移転料、仮住居補償金、家賃減収補償、借家人補償、移転雑費補償金、営業休止補償、仮営業所補償などの補償費でございます。財源内訳につきましては、8億5035万6200円のうち、土地区画整理事業の事業費3億7605万1200円についての補助対象経費3億4772万6150円の2分の1が国の補助金であり、残り2分の1のうち95%が起債対象となっております。また、8億5035万6200円のうち土地区画整理事業区域内で実施される道路事業費、これは都市計画道路、新飯塚・潤野線でございます。4億7430万5000円の45%が国の補助金となっており、残りのうち55%が起債の対象となっております。

○永末委員

では次に、吉原町地区再開発事業費補助金についてお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

吉原町地区再開発事業費補助金につきましては、平成24年度からの繰り越し予算と平成25年度予算をあわせまして執行しております。その内訳につきましては、権利変換計画作成に係る補助金として980万円、建築実施設計に係る補助金として2730万円、既存建物解体・整地に係る補助金としまして7986万3千円、移転補償費に係る補助金として1億5033万円、共同施設整備に係る補助金として1732万5千円、工事監理に係る補助金としまして84万円、合計で2億8545万8000円となっております。財源につきましては、2分の1が国の交付金であり、残りについて地方債の活用を図っております。

○永末委員

それでは最後に、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業費補助金、この中身についてお願いします。

○中心市街地活性化推進課長

ダイマル跡地コミュニティビル整備事業費補助金の内容につきましては、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業費に係る建築設計業務に関する補助金でございます。業務内容につきましては、事業区域における地質等調査業務、建築工事の基本設計、実施設計でございます。発注者は株式会社まちづくり飯塚、受注者はみすみ建築設計事務所となっております。財源については、2分の1が国の補助金であり、市の一般財源は1240万円となっております。

○永末委員

ありがとうございます。いま説明していただきましたように、本当に大きな金額がこの中心市街地活性化事業の中で動いております。数々の業務がございますので、大体聞かせていただきましたけれども、この前の100条委員会の中でも、この中でしっかりとその補助金等の使い道、税金等の使い道を、市のほうでもしっかりと監視していただき、無駄のないように使っていただきたいというふうな指摘もさせていただきましたので、ぜひ次年度以降もこちらの事業、継続されていく部分があると思いますので、その部分についてもしっかりと対応していただきたいと思います。

○委員長

次に244ページ、住宅管理費、住生活総合調査委員報酬について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

244ページ、住宅管理費、住生活総合調査委員報酬についてお伺いをいたします。この調査の概要について、まず教えていただけますか。

○住宅課長

国土交通省と福岡県が、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るため、5年に1度実施しているもので、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等に関する意識調査でございます。調査項目といたしましては、世帯状況の変化やお住まいの住宅の広さ、構造や周りの環境に対する満足度、リフォームや住み替えの実績、今後の意向調査など16項目に及ぶものでございます。

○上野委員

調査される区域、また調査される人員、調査員について教えていただけますか。

○住宅課長

国と福岡県におきまして、無作為に抽出された31調査区、248世帯の調査を行っております。調査するに当たりましては、市の職員31名を統計調査員に任命いたしまして、調査票の配布、記入指導及び回収作業を行っております。

○上野委員

通常の業務に加えてこのような調査を行っていただいたわけですが、大変な作業だったと思います。この調査の結果、まず公表されるのかどうか、公表されるとすれば、どのように公表されるおつもりなのか、教えてください。

○住宅課長

平成25年度に実施いたしました住生活総合調査の結果につきましては、国土交通省では平成26年10月末に速報を、それから27年5月に確報がホームページにて公表されるということになっております。また、福岡県におきましては、平成28年3月にホームページにて公表されるということで伺っております。

○委員長

次に258ページ、教育振興費、小中学校知能・学力検査事業について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

教育振興費、小中学校知能・学力検査事業について、これは成果説明書の87ページになりますけど、こちらのほうに横断的な情報も載っております。これを見ながらの質問になりますけども、この学力検査の受検状況について、過去3カ年分、25年度から過去3カ年分の小中学校ごとの受検率をお願いします。

○学校教育課長

過去3カ年間の受検率につきましては、決算に係る成果説明書の87ページのほうにも一部記載されておりますが、小学校においては3カ年とも99%となっております。また、中学校においては平成25年度が96%、平成24年度が99%、平成23年度が95%となっております。

○永末委員

同じく小学校、中学校の受検者数をお願いします。

○学校教育課長

受検者数につきましては、過去3カ年分でございますが、小学校においては4月に小学校2年生から6年生を対象に実施します学力標準検査NRT、それと2月に小学校1年生から6年

生を対象に実施します学力検査CRTというものを対象として、そこに数字を載せております。受検者数につきましては、平成23年度が1万2197人、平成24年度が1万2237人、平成25年度が1万2080人となっております。中学校におきましては、4月に中学校1年生から3年生を対象に実施します標準学力検査と11月に中学校3年生を対象に実施いたします学習定着度診断を対象として、数字を載せておりますが、平成23年度受検者数が4210人、平成24年度が4349人、平成25年度が4250人となっております。

○永末委員

いま受検率のほうと受検者数のほうで答弁いただきましたけど、小学校のほうは99%ということで、ほとんど毎年毎年、受検率は変わらないんですけど、中学校は若干その年度によって95、99、96と少しばらつきと言いますか、数字の差があるんですけど、この上下している部分の理由なんかは分析されていますか。

○学校教育課長

理由につきましては、病気や不登校、不登校傾向などの理由により、年度により若干数に違いがございますけども、そういった理由で受検をしなかったというものでございます。

○永末委員

では、この学力検査の結果なんですけど、飯塚市の平成25年度からの過去3カ年分で構いません、小中学校ごとの検査結果をお示してください。

○学校教育課長

学力検査の結果でございますが、小学校につきましては、全国標準学力検査、NRTにおいて全国平均を100といたしますと、平成23年度は104.1、平成24年度は102.9、平成25年度は106.1と全国平均を上回り、上昇する傾向でございます。中学校におきましては、福岡県学力分析検査におきまして、県平均を100といたしますと、平成23年度は97.5、平成24年度は96.9、平成25年度は96.8と県平均をやや下回っている状況でございます。

○永末委員

いま小学校については全国との比較で、中学校については県での比較だったんですけど、小学校の県平均との比較及び中学校の全国平均との比較というのは出ないんですか。

○学校教育課長

検査の名称にもございましたけども、小学校のほうは全国規模で標準化されたテストでございまして、中学校のほうは福岡県内のデータに基づくものを採用させていただいております。

○永末委員

わかりました。この事業に関しては大変重要な事業であると思います。と言いますのも、やっぱりこの学力検査の数値いかんによって学力が上がっているのかどうかという部分で判断されて、いろんな政策に生かされていく部分があると思いますんで、ぜひ正確な、なおかつ客観的な調査が行われるように、今後ともやっていただきたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、第5款 民生費から第10款 教育費までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:12

委員を再開いたします。



次に、第11款 公債費、第12款 予備費及び第13款 災害復旧費、288ページから293ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、第11款 公債費、第12款 予備費及び第13款 災害復旧費についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。94ページから130ページまでの質疑を一括して許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております100ページ、土木使用料、市営住宅使用料について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

歳入で100ページ、土木使用料、市営住宅使用料についてお伺いをいたします。まず、6億2224万7530円この収納状況、内訳等を教えてください。

○住宅課長

住宅使用料の現年度分調定額6億3418万6600円に対しまして、収入済み額が6億119万8340円、収納率94.80%となっております。また、滞納繰越分が調定額2億3196万8969円に対しまして、収入済み額が2104万9190円、不納欠損額が576万5573円で、収納率が9.07%となっております。それぞれ前年度と比較いたしますと、現年度分で1.67%の増、滞納繰越分で0.12%の減となっております。

○上野委員

滞納者に対する取り組みとしまして、最終的には強制執行等の法的措置をとっておられると思いますが、その取り組み状況についてお知らせください。

○住宅課長

平成25年度の強制執行等の法的措置につきましては、総計で28件となっております。内訳といたしましては、訴訟が16件、即決和解が2件、調停が1件、強制執行9件となっております。その結果、和解による一時金といたしまして70万6200円の収納がっております。

○上野委員

住宅使用料だけに限らず、税のほうもそうなんですけど、取り立てと申しますか、特に現年度分以外、いわゆる滞納分については、職員の方々本当にご苦労されておられると思いますが、その点に関しては感謝を申し上げたいと思います。参考までにお尋ねを最後にしたいんですが、現年度分の収納見込み、また目標を立てておられると思うんですが、その達成状況など見通しがあれば教えていただきたいと思います。

○住宅課長

平成26年度につきましては、現年度分の目標を95%、滞納繰越分を12%と掲げておりました。いま現在、職員が一所懸命頑張っております。まだ、ちょうど9月、10月でございますので、上半期を終えたところでございますが、何とか目標達成できるように、今後の年度末に向けまして一所懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

次に114ページ、教育費補助金、人権同和問題啓発費補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

114ページ、教育費補助金、人権同和問題啓発費補助金についてお伺いをいたします。まず内容についてお知らせください。

○人権同和政策課長

人権同和问题啓発費補助金につきましては、県からの補助でございまして、平成25年度歳入は456万8000円となっており、前年度とほぼ同額となっています。内容としましては、少年期の人権啓発の推進が158万3000円、人権いづくか特集号などの啓発冊子が129万9000円、7月の強調月間を含みまず講演会、研修会が85万9000円、10月の人権フェスティバル事業等が34万円、その他啓発関係が53万7000円となっております。また、補助金の算定につきましては、補助対象経費の2分の1となっております。

○上野委員

県からの補助金だというご答弁ですが、この交付要綱、どのようになっていますか。

○人権同和政策課長

福岡県人権・同和问题啓発事業費補助金交付要綱というのがございます。この趣旨によりまして、「知事は、人権・同和问题の早期解決を図るため、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市を除く市町村が実施する同和问题をはじめとする人権同和啓発事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助を行い、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則によるほか、この要綱の定めるところによる。」というふうになっております。

○上野委員

ただいまご紹介いただいた要綱の中には、人権・同和问题の早期解決という文言がございしますが、福岡県としてはこの人権・同和问题はまだ解決していないというような認識を持っておられるのではないかとというふうに読み取れますが、国同様、県、どのように認識をしていると考えておられますか。

○人権同和政策課長

2000年12月に制定されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、「地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっております。このことから国及び県におきましても、人権・同和问题は未だに解決に至っていないというふうに位置づけられております。また、本市におきましても、同様に人権同和问题は重要な課題としており、今後とも同和问题をはじめとします人権教育及び啓発の取り組みを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

ご紹介いただきました2000年12月に制定された法律がございしますが、これ以前に同和问题の対策としては1965年でしたか、いわゆる同対審、同和対策審議会の答申に基づいて各施策がおよそ半世紀にわたって行われてきたわけですが、残念ながら現在まで人権同和问题は現存しているというような国、県、また飯塚市においてもそのような認識だと思っています。今年度、飯塚市におかれては人権に関するアンケートを実施されました。この結果も含めてですね、今までの対策事業の総括が必要ではないかというふうに思っておりますので、そのような方向性に基づいた施策を手掛けていただきますようお願いを申し上げます、終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております各審議会、委員会、委員報酬について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

飯塚市においてはその執行の附属機関として、行政執行の前提として必要な審査や調査などを行い、行政運営に資するため必要に応じ審議会などを設置して、開催状況に応じて委員に対して報酬等を支出されておりますが、この審議会等の設置状況はどのようになっているのか、教えてください。

○総合政策課長

ご質問の審議会等の設置につきましては、市民との行政との協働のまちづくりの推進という理念に基づきまして、飯塚市では飯塚市審議会等の設置及び運営に関する指針を定めておるところでございます。この指針におきまして定義しております審議会等は、「地方自治法第138条の4第3項で規定された法律又は条例に基づき設置する附属機関及びこれに準じて規則、訓令又は告示等により設置するもの」といたしており、この定義に基づく審議会等で、一般会計で申し上げますと平成25年度に開催いたしましたこの審議会等は41件となっております。開催に際しましては、審議会等の委員の方々に対しまして地方自治法及び市の条例の規定によりまして、報酬及び費用弁償、いわゆる交通費を支給しているところでございます。

○上野委員

審議会等の委員の選考については、その設置目的等に応じて幅広く市民の声を聞き、開かれた行政運営を推進するためにも、広く各界、各層から委員を選任されているというふうに伺っておりますが、またその必要性も大いにあると思えます。そのような趣旨から考えますと、委員の皆さんが出席できるような日時の調整を行い、設定をされておると考えますが、委員さんによっては、なかなか時間的に出席できないんだよねというような声も伺っております。そのような状況について把握をされておられますか。

○総合政策課長

各審議会等の開催状況につきましては、審議会の設置目的、審議内容等によって異なっておりますけれども、先ほどご説明いたしました平成25年度41件の開催状況を見ますと、年1、2回の開催から10回以上開催された審議会等もございます。ご質問の出席状況についてでございますけれども、当然のことながら各委員との調整を行い、委員の皆さんが出席できるような開催日時等を設定してはおりますけれども、特に先ほど申し上げましたように開催日数の少ない審議会等におきましては、出席率が低くなることによりまして、結果的に審議等に十分に参加できなかったというケースがあるということも聞いております。指針にもありますとおり審議会等の設置の趣旨、目的からも、市民の皆さんの主体的な市政への参画を推進するためにも、委員の出席状況については当然留意をしながら日時の設定を行うなど、適切な審議会の運用について各所管部署に対して周知をしまいたいと考えておるところでございます。

○上野委員

ご答弁にありましたように、審議会によっては年に1、2回しか開かれない会もございますので、そこにもう出席できなければ、1年間委員としての活動ができないということになりますので、ぜひこれは徹底していただいて、委員さんができるだけ出席できるような開催日時の設定をお願いしたいと思います。

○委員長

次に、財政見通しと決算について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

財政見通しの中の25年分の、もともと予定されていた数々の数字のほうと、同じくくりでの決算の数字の比較をさせていただきたいんですけど、全般的にわたりますので、総括ということで質問をさせていただきます。まず、現状、私どものほうで受けております財政見通しなんですけど、その中における通常分の歳入というのは、25年度の時点では564億1000万というふうに見積もられていましたけども、実際25年度決算ではどうなっていますでしょ

うか。

○財政課長

ただいまご質問の財政見通し、平成24年の12月に作成をいたしておりまして、この通常分と特別事業分に区分しております。特別事業分につきましては、いま行っております主要事業、学校施設の統合事業とか浸水対策、それから中活関連、そういった事業というふうに区分いたしております。今お尋ねの通常分の歳入で決算では597億円で、財政見通しと比較しますと32億9000万円の増となっております。その主な理由につきましては、国の経済対策でございます地域の元気臨時交付金が交付されたこと、あるいは歳出で福祉関連の事業増に伴う補助金がふえたこと、それから市立保育所整備事業費補助金や介護基盤整備補助金、こういった関連のですね、普通建設事業費が増加することによって国、県の支出金が増加したことによるものでございます。

○永末委員

見通し上の歳入の予定では564億でしたけども、現実には597億ということの回答でした。次に、財政見通しの通常分の歳出なんですけども、もともとは549億の歳出を予定されておったわけなんですけども、決算ではどうなっておりますでしょうか。また、増減があった場合、その主な理由をお願いします。

○財政課長

通常分の歳出ということでございますが、決算では569億3000万円で、財政見通しと比較しまして20億3000万円の増となっております。その主な理由は、国の経済対策でございます、先ほど歳入のところでも説明していますが、地域の元気臨時交付金の対象事業が増加したこと、あるいは財政調整基金、減債基金の積み立てが増加したことによるものでございます。

○永末委員

当初は通常分の歳入から歳出を引いた部分では15億1000万ほど予定されていたと思うんですけど、決算に直しますといくらになりますか。

○財政課長

歳入から歳出を差し引きますと、決算では27億7000万円で、差し引きで12億6000万円の増となっております。

○永末委員

では、同じく特別事業に関して聞かせていただきます。この財政見通しの中での特別事業分の歳入というのは当初99億7000万と見込まれていましたけども、決算ではどうなっていますか。また、増減等ありましたらお願いします。

○財政課長

決算では64億2000万円で、35億5000万円の減となっております。その主な理由は、小中学校統合事業、浸水対策事業などの事業年度の見直しなどの影響により歳出が減となったことに伴い、合併特例債や学校教育施設等整備事業債などの地方債が減となったためでございます。

○永末委員

同じく財政見通しの特別事業分の歳出なんですけども、当初は111億9000万円というふうに見込まれておったわけなんですけども、同じく決算ではどうなっておりますでしょうか。

○財政課長

決算では71億2000万円で、40億7000万円の減となっております。その主な理由につきましては、ただいま申し上げました小中学校統合事業、浸水対策事業などの事業年度の見直しなどの影響により、事業費が減となったことによるものでございます。

○永末委員

それでは、いま答弁されました通常事業分と特別事業分を一緒にした分の全体的な単年度です、単年度の収支というのは、当初、財政見通し上では2.9億円ぐらいで計算されておったかと思うんですけど、実際に25年度決算ではどのぐらいの金額になっていますでしょうか。

○財政課長

通常分と特別事業分の歳入歳出の差し引きになりますが、財政見通し2億9000万円に對しまして、決算では20億7000万円、その差が17億8000万円の増となっております。

○永末委員

あと財政調整基金、減債基金なんですけど、見通し上では109億4000万ほどを予定されておったようなんですけども、決算では同じようにどうなってますでしょうか。

○財政課長

決算では127億8000万円で、18億4000万円の増となっております。その主な理由は、地域の元気臨時交付金の交付により一般財源を要する事業に充てたこと、給与の特例減額の実施を行ったことなどにより、財政調整基金、減債基金の積み立てができたことによるものでございます。

○永末委員

最後ですけど、見通し上の市債の年度末残高というのは611億7000万ほど計上されておりましたけども、決算では同じくどうなってますでしょうか。

○財政課長

市債の年度末残高でございますが、決算では557億4000万円で、54億3000万円の減となっております。その主な理由は、特別事業分の事業費の減に伴い地方債が減となったことによるものでございます。

○永末委員

ありがとうございます。全体を通して聞かせていただきましたけど、単年度の収支に関してはかなり多く黒字と言いますか、プラスの金額が出たということです。あと財政調整基金、減債基金等の年度末残高も当初より多く積立てができていているということ。市債の年度末残高に関しても当初考えていた金額よりも年度末残高は低くなっているということで、この数字だけを見ると、全体的に財政状況としては、見通しに比べるとプラスになっているというふうな理解もできるかと思うんですけど、逆に言いますと当初立てられていた見通しから、これだけの差が出てきているわけなんですけど、その部分について分析と言いますか、認識されておるんですから、お示しいただけますか。

○財政課長

通常分も若干ですね、福祉関連の費用が増大したことなどはございますけども、特に今ありました特別事業分、大きな事業を、事業年度の見直し等が大きくある程度動いている分もありますので、いま特別事業分の歳出がマイナスにはなっていますが、これは財政見通しの計画としてマイナスというだけで、これは事業年度の計画が次年度に移れば当然マイナスという形になりますので、ここ何年かの推移を見ていく必要もあると、ただ財政見通しを立てた段階から少し、若干ですね、事業費の動きがあったという部分もございます。当然増工した分もございますけど、そういった状況でございます。

○永末委員

わかりました。民間企業で言うところの、長期計画と言いますか、見通しというのは長期計画に当たると思います。その長期計画に対して数字上のずれがいろんなところに出てきています。実際に行うはずだった事業というのが先送りになっている分、臨時的に入ってきた分というのがありますので、そんな部分でずれが出てきているかと思えます。これだけの分のずれが

出てきていますので、ぜひ見通しに関して早急に見直しをしていただきたいと思います。何度も何度も一般質問の中でもさせてもらっていますので、大体こういったスケジュールでというのは、おそらく答弁も変わらないでしょうから、ちょっと答弁してもらいます。

○財政課長

一般質問等で、いろんな委員会等でもいろいろいただいておりますけども、いま25年度の決算が出ております。いろいろと言いますように情勢がかなり大きく動いているのと、交付税がまず大きく動いております。そういったところを見てですね、26年度の事業を行っていきたくても、この決算をしっかり見た中で財政見通しを立てていきたいと。当然、公共施設の見直しあたりも、今後ともしていかななくてははいけませんので、そういうものも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○永末委員

答弁としてはやっぱり同じ答弁だったというふうに思いましたが、そのもともとの見直しからずれているということに関して、本来ですね、それがきちっと合えばいいんでしょうけど、そこまで見通すというのは、いろんな国の状況とかも、いろんな諸条件がありますので難しいでしょうけど、そこがずれるということに対してどうこうではなく、ずれるのもある程度仕方がない計画ですので、仕方がない部分もあるかと思えます。ですので、何を申し上げたいかと言いますと、やはり財政見通しの見直しというのを、やはり頻繁に行うべきじゃないかというふうに思います。いま26年度決算を見て、しっかりやりますということですけども、その都度、その都度、中長期的な状況が変わりそうであれば、それを見て計画をきちんと見直して、基金がどうなるのか、地方債がどうなるのかといった部分をしっかり出していただいて、長期的な部分を把握することで、私どものほうも今の飯塚市はどうか、決算の分に関しても、この支出に関してはどうなのかという判断にもなってくると思いますので、ぜひそういった部分で見通しを頻繁に見直すぐらいの気持ちでしっかりとやっていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○財政課長

ただいま申し上げましたが、社会経済情勢かなり大きく動いておりますので、できる限り財政見通しなり、計画ではありませんが、長期的な見通しと言っても実質24年につくりましたから、25、26、27年にまた見直すと、これでも結構頻繁ではないかと私たちは思いますが、大きく動いている部分につきましては、できるだけ盛り込んでですね、見通しを今後とも立てていきたいというふうには思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようございますので、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般についてすべての質疑を終結いたします。

なお、討論・採決につきましては保留して、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑終結後に行ないますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論・採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより特別会計の審査に入りますが特別会計の審査につきましては、会計ごとに行ないます。

「認定第2号 平成25年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成25年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成25年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成25年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成25年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成25年度 飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成25年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成25年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成25年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成25年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成25年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成25年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第1号 平成25年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成25年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第2号 平成25年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成25年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第3号 平成25年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成25年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第4号 平成25年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成25年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第5号 平成25年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出



決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成25年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第6号 平成25年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成25年度 飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第7号 平成25年度 飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成25年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第8号 平成25年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成25年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第9号 平成25年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成25年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第10号 平成25年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成25年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」

についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第11号 平成25年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成25年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第12号 平成25年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第13号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

本特別委員会は本日より3日間を予定しておりましたが、本日1日のみで審査を終了することができました。これは委員各位ならびに執行部の皆さんのご協力の賜物と感謝いたしております。また、執行部の皆さんにおかれましては、通常業務繁忙の中、答弁準備のためしっかりと対応していただき、本当にご苦労さまでございました。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を汲んでいただき、しっかりと検討・協議をいただきまして、市民福祉の向上のため、また市政発展のため、一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

( 拍手 )

以上をもちまして、平成25年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間、お疲れさまでした。